

越谷市いのち支える自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して～

平成 31 年(2019 年)3 月

越谷市

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年(1998年)以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成21年(2009年)以降は減少傾向にあるものの、依然として2万人を超える高い水準で推移しています。

本市においても毎年50～60人の尊いいのちが自殺で失われております。

このような中、平成28年(2016年)4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけるとともに、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

本市においては、平成30年(2018年)6月に「市民一人一人が自他のかけがえのない命を守り、大切にし、誰もが自殺に追い込まれることのない、地域社会の実現に寄与する」ことを目的として、「越谷市自殺対策推進条例」を制定し、10月から施行したところです。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、それらの問題が複雑に絡み合っ起こるものと言われております。

これらを踏まえ、自殺対策を全庁的な取組として、総合的かつ計画的に推進していくため、「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」を策定いたしました。本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す」を基本理念とし、重点施策3点と基本施策10点を掲げております。

自殺対策を効果的に推進していくためには、これまでの自殺対策の取組をさらに全庁的に展開するとともに、国・県をはじめ関係する民間団体と一体となった官民協働の対策の推進が必要です。様々な分野の機関や団体と連携を図りながら自殺対策を推進してまいりますので、市民の皆さま、関係者の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました越谷市自殺対策連絡協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

平成31年(2019年)3月

越谷市長 高 橋 努



目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 国・県の動向	2
4 計画の期間と位置づけ	2
第2章 越谷市の現状と課題	4
1 統計資料に見る現状	4
2 越谷市の特徴と傾向	8
3 市民の自殺に対する意識	10
1) 市政世論調査	10
2) いきいき越谷21 アンケート調査	12
3) 青少年意識調査	15
4 課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 数値目標	18
3 施策の体系	19
第4章 施策の展開	20
1 基本施策	20
(1) 自殺に関する調査及び研究	20
(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進	21
(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成	25
(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実	28
(5) 適切な精神医療が受けられる環境の整備	35
(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進	37
(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援	40
(8) 自死遺族等に対する支援	41
(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援	42
(10) その他自殺対策に必要な施策の推進	43

2 重点施策	44
(A) 子ども・若者の自殺対策の推進	44
(B) 高齢者の自殺対策の推進	49
(C) 労働問題による自殺対策の推進	54
第5章 計画の推進	57
1 官民協働による関係機関の連携推進	57
2 市役所内の理解促進と推進体制の充実	57
3 計画の評価	57
資料編	58

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年（1998年）に急増して以来、14年連続で3万人を超える非常に高い水準で推移してきました。平成24年（2012年）以降は3万人を下回っているものの、依然として2万人を超える高い水準が続いています。

このような状況を受けて、平成18年（2006年）6月には自殺対策を総合的に推進することを目指して自殺対策基本法が制定され、平成19年（2007年）6月には同法に基づいて政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」が策定されました。

平成28年（2016年）4月には自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけるとともに、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務づけることになりました。さらに、同法の改正を受けて、平成29年（2017年）7月には大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組や若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進などの内容が盛り込まれました。

2 計画策定の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。

自殺対策基本法が改正され、更に大綱が見直され、地方自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられました。本市においては、平成30年（2018年）6月に越谷市自殺対策推進条例を制定し、これらを踏まえ、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、本計画を策定するものです。

3 国・県の動向

(1) 自殺総合対策大綱の改定

平成 29 年（2017 年）7 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念に掲げ、「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」、「実践と啓発を両輪として推進する」、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」の 5 点を基本方針としています。また、2026 年までに、自殺死亡率を 2015 年と比べて 30%以上減少させる数値目標を設定しています。

大綱に基づいて、市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点などを取りまとめた「地域自殺対策計画策定ガイドライン（「市町村自殺対策計画策定の手引」）」が策定されました。本計画もこのガイドラインに沿って策定しています。

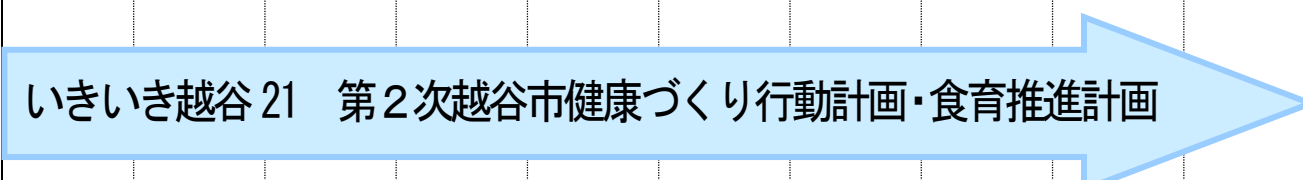
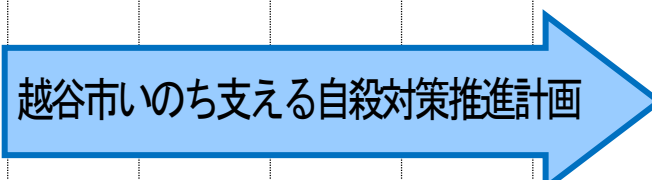
(2) 埼玉県自殺対策計画の策定

埼玉県は平成 30 年（2018 年）3 月に「埼玉県自殺対策計画」を策定しました。同計画は、大綱と同様に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念に掲げるとともに、「気づいてください 体と心の 限界サイン」を啓発活動のキャッチフレーズとしています。また、「相談支援体制を整備充実する」、「自殺ハイリスク者への支援を推進する」、「子供・若者の自殺対策を推進する」の 3 点を重点施策としています。さらに、計画最終年である 2020 年までに自殺死亡率を 2015 年比 13.3%減となる 15.6 とする達成指標を設定しています。

4 計画の期間と位置づけ

(1) 計画の期間

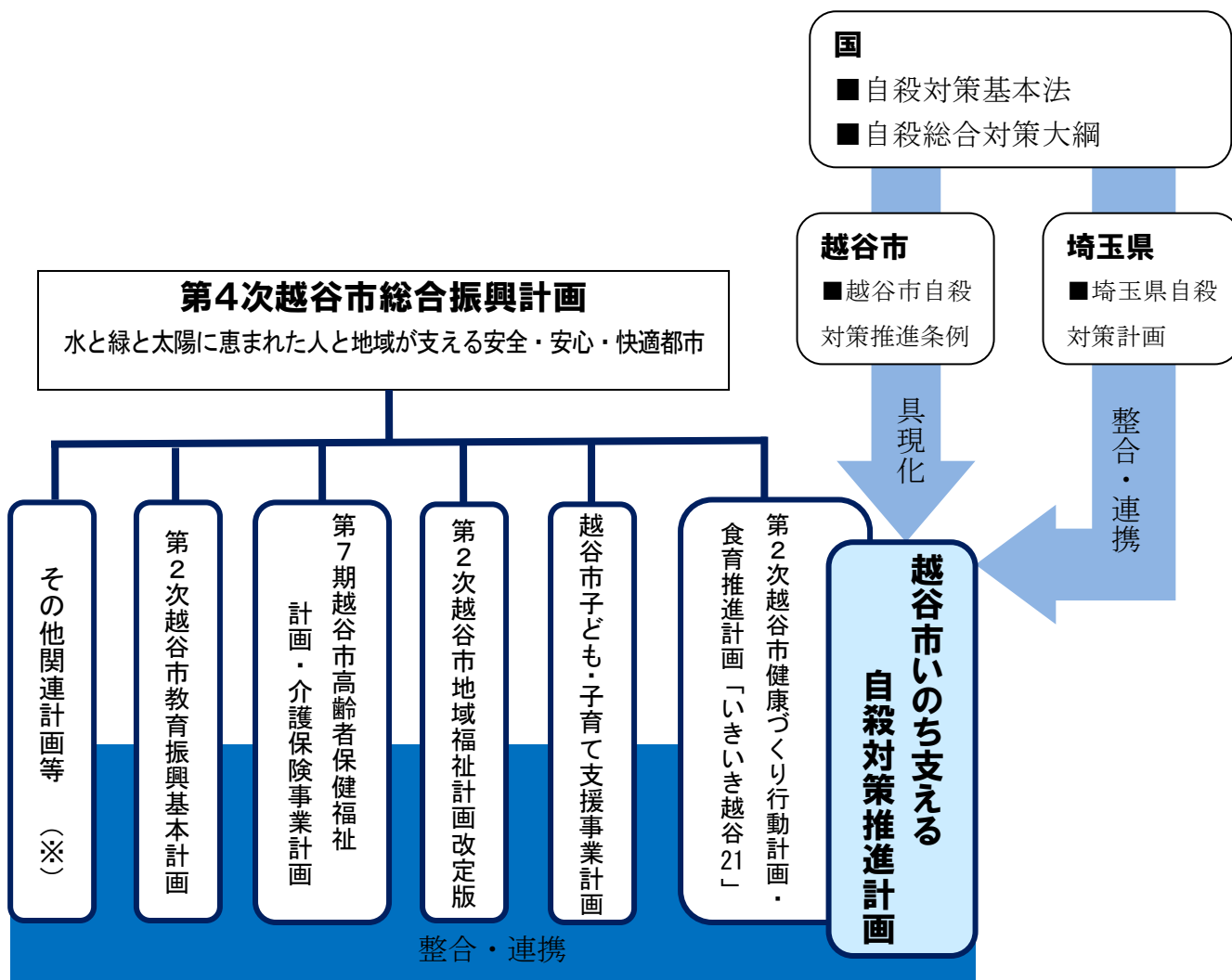
本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
									
									

(2) 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、大綱及び越谷市自殺対策推進条例の趣旨を具現化するものとして位置づけられます。

また、本計画は「第4次越谷市総合振興計画」のもとで「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」と一体となり、「越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第2次越谷市地域福祉計画改訂版」「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第2次越谷市教育振興基本計画」「その他関連計画」等と整合・連携を図りながら策定するものです。



- (※) 第3次越谷市男女共同参画推進計画
 越谷市地域防災計画
 第4次越谷市障がい者計画 等

第2章 越谷市の現状と課題

1 統計資料に見る現状

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

◆調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としています。

警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としています。

◆調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上します。

警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点で計上します（ただし、本計画では、自殺統計に基づいて厚生労働省自殺対策推進室が集計した「地域における自殺の基礎資料」に基づき「自殺日・住居地」で計上しています）。

なお、いずれの統計も暦年（1月から12月）の統計です。

◆事務手続き上の差異

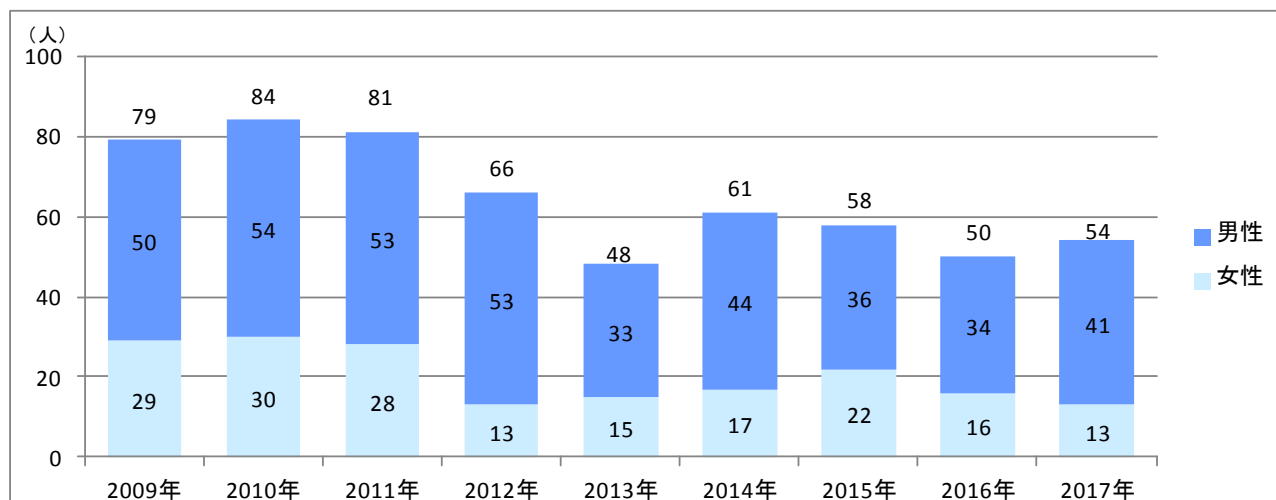
厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺であった旨の訂正がない場合は、自殺に計上していません。

一方、警察庁の自殺統計は、捜査等により、死亡した理由が自殺であると判明した時点で、自殺に計上しています。

（1）自殺者数の推移

本市の自殺者数は、2011年までは80人前後で推移していましたが、2012年以降はやや減少し、近年は年によって変動はあるものの、概ね50～60人台で推移しています。男性のほうが女性より多くなっています。

図 越谷市の自殺者数（男女別）

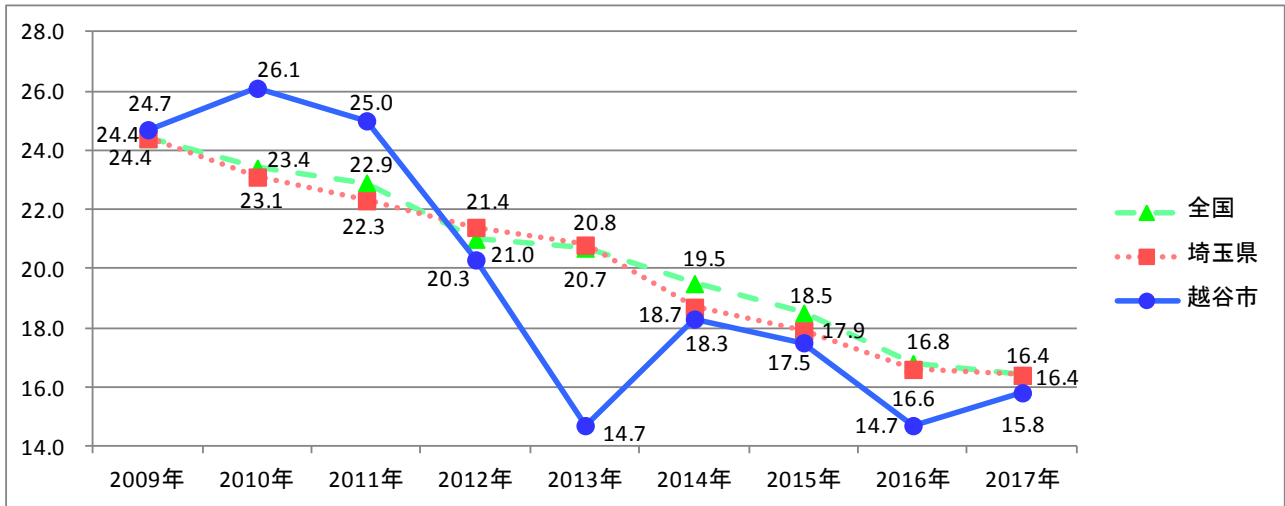


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの年間自殺者数の割合です。本市の自殺死亡率は、2010 年、2011 年には全国を上回る高い水準にありましたが、その後は低下しており、全国や県の水準と同等かやや低くなっています。全国や埼玉県の水準と同様に概ね下降傾向にありますが、年毎に変動が見られます。

図 越谷市の自殺死亡率（全国・埼玉県との比較）

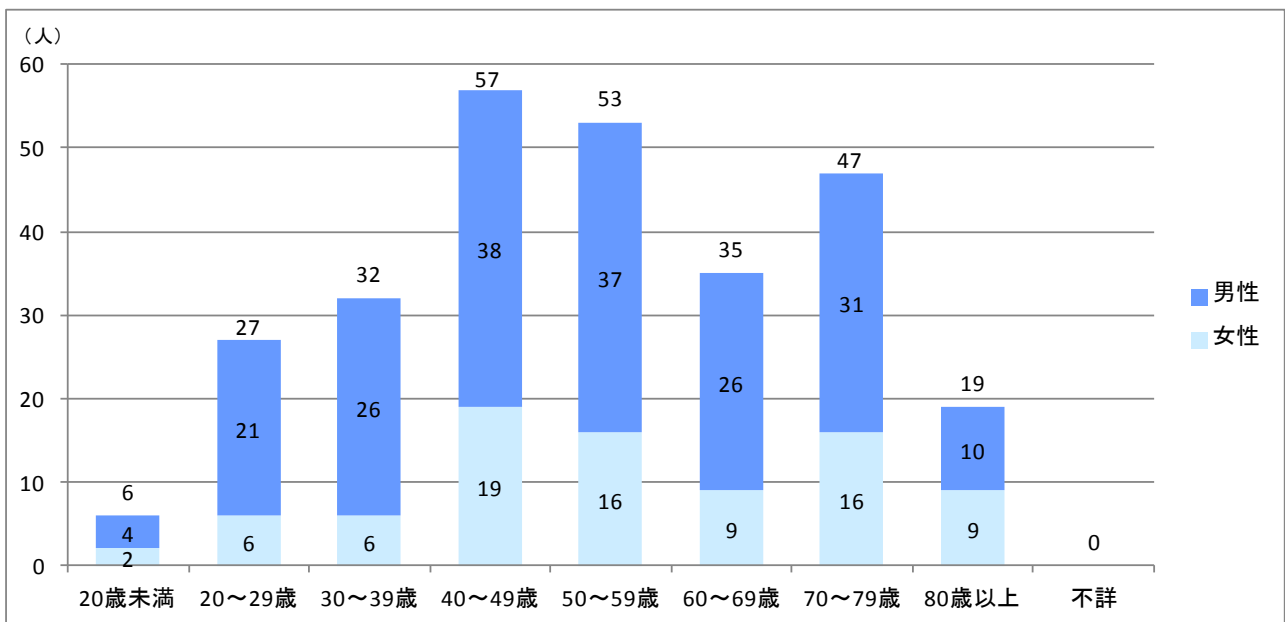


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 年齢別自殺者数

2013 年～2017 年の 5 年間の年齢別自殺者数を見ると、40～49 歳が 57 人と最も多く、次いで 50～59 歳が 53 人、70～79 歳が 47 人となっています。

図 年齢別自殺者数（過去 5 年間の合計）



資料：警察庁「自殺統計」

(4) 年代別に見た死亡原因

年代別の死亡原因を見ると、青年期（15～24歳）と壮年期（25～44歳）では自殺が第1位となっています。特に青年期（15～24歳）では、死亡原因の半数近くが自殺となっています。

表 年代別に見た死亡原因（2013年～2017年の合計）

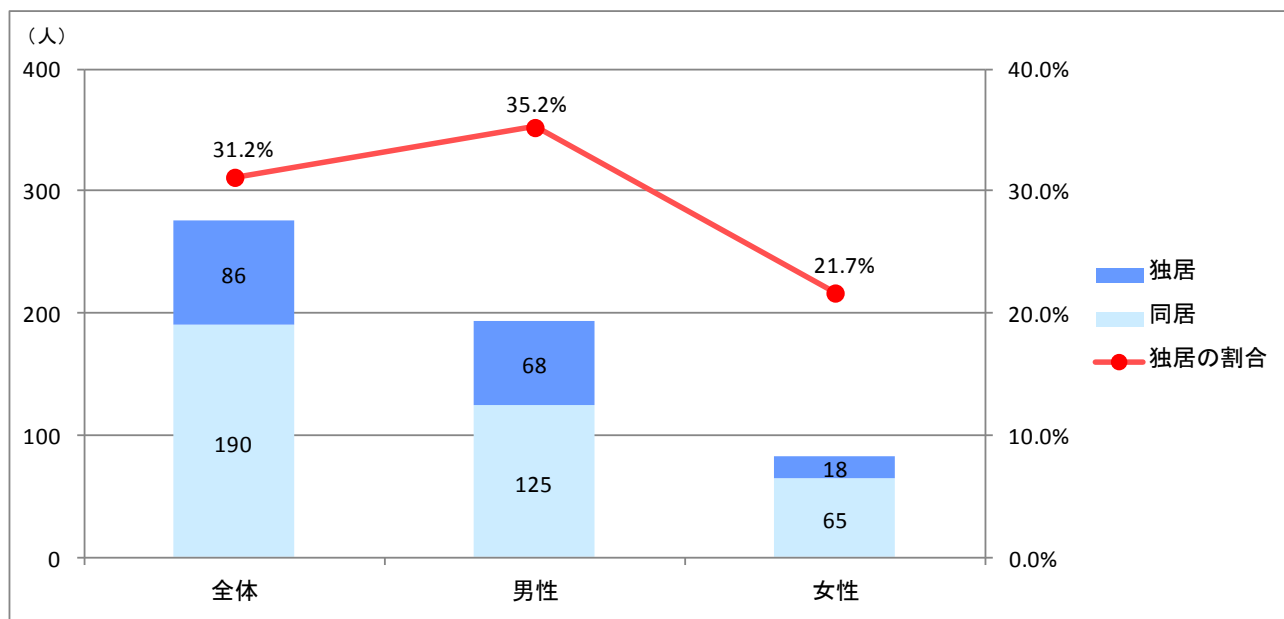
年代	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
幼年期 (0～4歳)	先天奇形、変形及び染色体異常	34.6%	周産期に発生した病態	23.1%	乳幼児突然死症候群	7.7%
少年期 (5～14歳)	不慮の事故	20.0%	悪性新生物	13.3%	脊髄性筋委縮症及び関連症候群	6.7%
青年期 (15～24歳)	自殺	44.7%	不慮の事故	21.3%	悪性新生物	6.4%
壮年期 (25～44歳)	自殺	25.9%	悪性新生物	24.3%	心疾患（高血圧性を除く）	12.6%
中年期 (45～64歳)	悪性新生物	46.2%	心疾患（高血圧性を除く）	14.3%	脳血管疾患	7.8%
高齢期 (65歳以上)	悪性新生物	31.3%	心疾患（高血圧性を除く）	16.8%	肺炎	10.7%

資料：埼玉県「地域の現状と健康指標」

(5) 同居人の有無別自殺者数

2013年～2017年の5年間の同居人の有無別自殺者数を見ると、家族と同居していた方は190人、独居の方は86人と同居の方のほうが多くなっています。男性のほうが女性より独居の割合が高くなっています。

図 同居人の有無別自殺者数（過去5年間の合計）

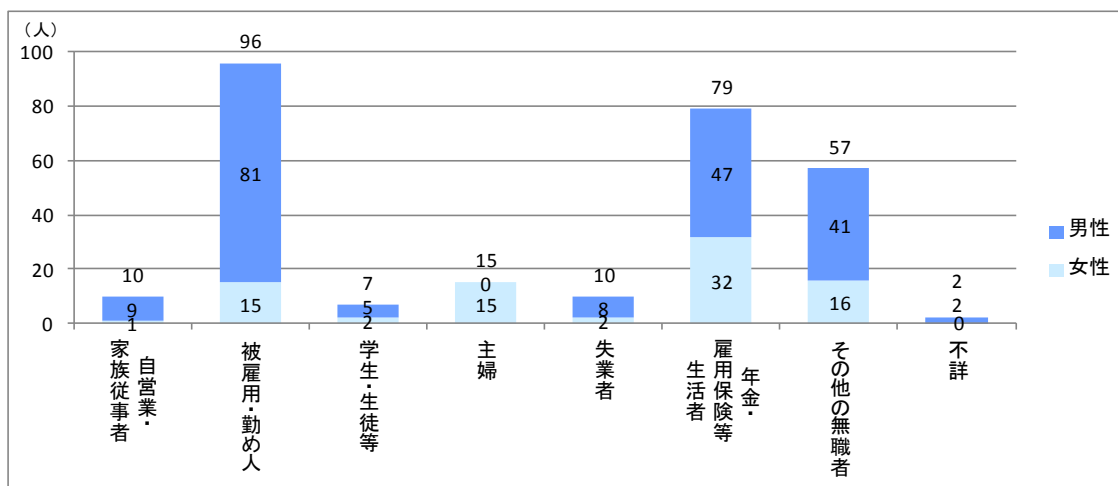


資料：警察庁「自殺統計」

(6) 職業別自殺者数

2013年～2017年の5年間の職業別自殺者数を見ると、「被雇用・勤め人」が96人と最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」が79人、「その他の無職者」が57人となっています。女性では「年金・雇用保険等生活者」が32人と最も多くなっています。

図 職業別自殺者数（過去5年間の合計）



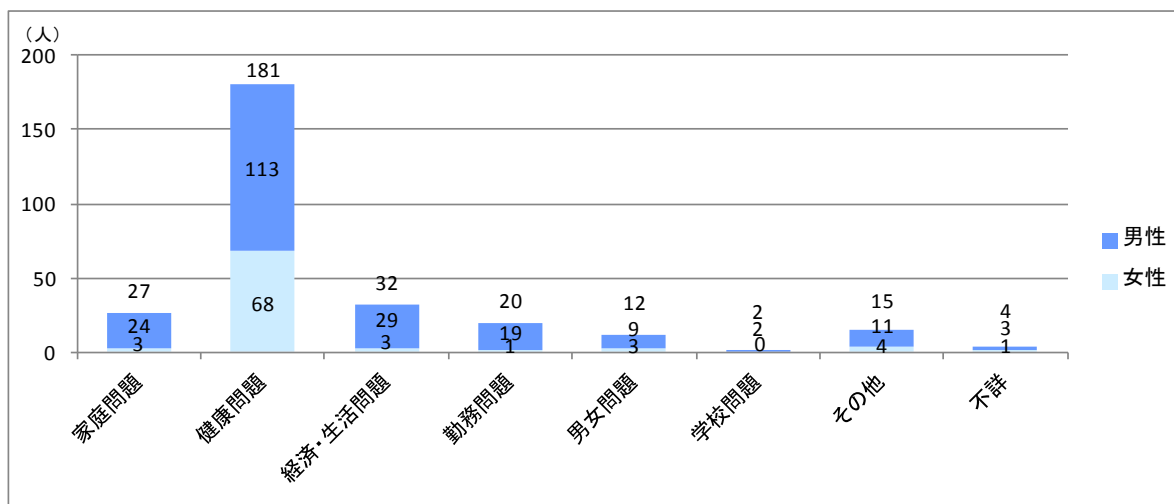
資料：警察庁「自殺統計」

(7) 原因・動機別自殺者数

2013年～2017年の5年間の原因・動機別自殺者数を見ると、健康問題が181人と特に多く、全体の約6割を占めています。それ以外の原因・動機では経済・生活問題が32人、家庭問題が27人、勤務問題が20人となっています。

自殺は一つの要因によって起きるものではなく、いくつかの問題が複雑に絡み合って最終的に自殺に追い込まれていきます。自殺した方は、概ね4つの問題を抱えていると言われています。原因・動機で健康問題が多くなっているのも、経済・生活問題や家庭問題などのさまざまな問題を抱えた方が次第に精神的に追い詰められ、最終的にうつ状態に陥って自殺に至ると考えられています。

図 原因・動機別自殺者数（過去5年間の合計）



資料：警察庁「自殺統計」（複数回答）

2 越谷市の特徴と傾向

自殺総合対策推進センターでは、地域の自殺の特徴を抽出した「地域自殺実態プロフィール」（以下「プロフィール」という。）を作成しています。ここでは、プロフィールの結果に基づいて本市の特徴と傾向を分析しています。

（1）自殺の特徴

本市の主な自殺の特徴を見ると、2012年～2016年の自殺者が最も多かったのは「男性60歳以上無職同居」の40人となっており、次いで「女性60歳以上無職同居」の29人、「男性40～59歳有職同居」の26人となっています。自殺死亡率では「男性40～59歳無職独居」が特に高くなっていますが、これは母数（「男性40～59歳無職独居」の総数）が少ないため、自殺者数が相対的に多かったことを示しています。

■主な自殺の特徴（特別集計（2012年～2016年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 ¹⁾ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ²⁾
1位: 男性60歳以上 無職同居	40	13.7%	34.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位: 女性60歳以上 無職同居	29	10.0%	15.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位: 男性40～59歳 有職同居	26	8.9%	13.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 男性20～39歳 有職同居	24	8.2%	18.2	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位: 男性40～59歳 無職独居	19	6.5%	384.7	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

※ 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

- 1) 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年（2015年）国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計した。自殺死亡率は、人口10万人あたりの年間自殺者数の割合である。
- 2) 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

(2) 自殺の特性

本市の自殺の特性を全国のランクで見ると、20歳未満と70歳代の指標が全国の市町村の中で上位20～40%に入っており、やや高くなっています。

※下記の表で★がついているのは、全国の市町村を指標と比較した場合に、本市が上位に入っている項目です（全国の市町村の中で上位20～40%に入っていることを示しています）。

■自殺の特性の評価（2012年～2016年合計）

	自殺死亡率	ランク		自殺死亡率	ランク
総数 ¹⁾	17.6	—	男性 ¹⁾	24.7	—
20歳未満 ¹⁾	2.3	★	女性 ¹⁾	10.5	—
20歳代 ¹⁾	17.1	—	若年者(20～39歳) ¹⁾	17.4	—
30歳代 ¹⁾	17.7	—	高齢者(70歳以上) ¹⁾	27.6	—
40歳代 ¹⁾	21.4	—	勤務・経営 ²⁾	14.4	—
50歳代 ¹⁾	24.4	—	無職者・失業者 ²⁾	31.5	—
60歳代 ¹⁾	17.2	—			
70歳代 ¹⁾	28.3	★a			
80歳以上 ¹⁾	25.8	—			

1) 自殺統計に基づく自殺死亡率（10万対）。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

2) 特別集計に基づく20～59歳を対象とした自殺死亡率（10万対）。

3 市民の自殺に対する意識

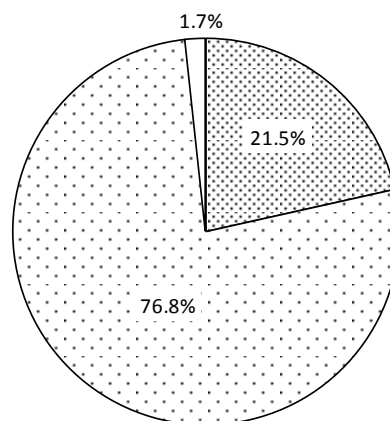
(1) 市政世論調査

調査の目的	本調査は、市民生活の現状、行政への要望及び市政に対する評価の意識を的確に把握するとともに、市民に対する施策の浸透状況を測定し、今後の行政運営等に反映させるための基礎的資料とすることを目的として実施しました。		
対象者	越谷市内在住の18歳以上の男女5,000人		
調査の方法	郵送方式（郵送配布・郵送回収）		
調査期間	平成29年（2017年）6月23日～7月7日		
有効回収数	2,492票	有効回収率	49.8%

■ 調査結果の概要

①死にたいと思ったことがあるか

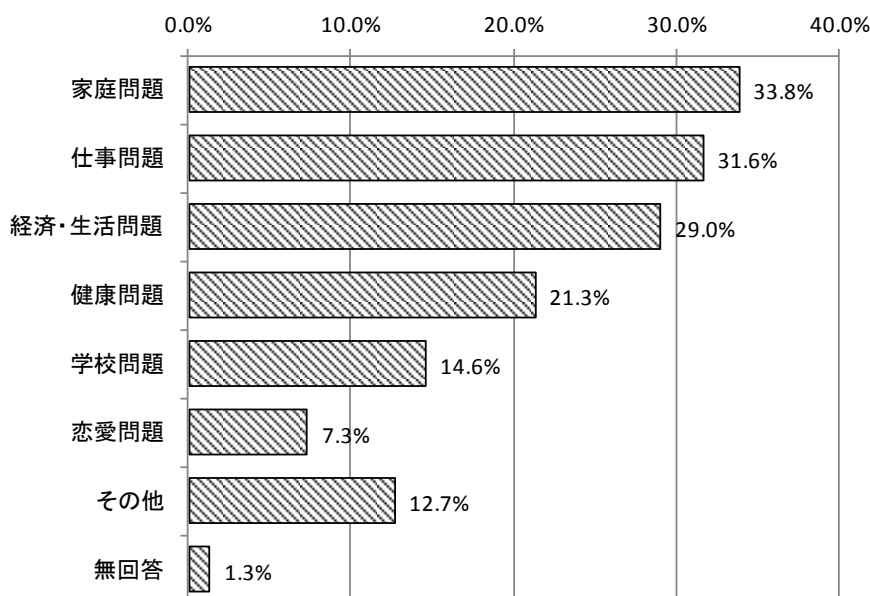
「はい」が21.5%、「いいえ」が76.8%と、死にたいと思ったことがないという回答のほうが多くなっていますが、あるという回答も約2割となっています。性・年齢別に見ると、「はい」という回答は、女性18～29歳で4割あまりと最も多く、男女とも40歳未満の若年者で3割以上と多くなっています。



□はい □いいえ □無回答

②死にたいと思った理由

「家庭問題」が33.8%と最も多く、次いで「仕事問題」が31.6%、「経済・生活問題」が29.0%、「健康問題」が21.3%となっています。



③悩んだとき相談する人

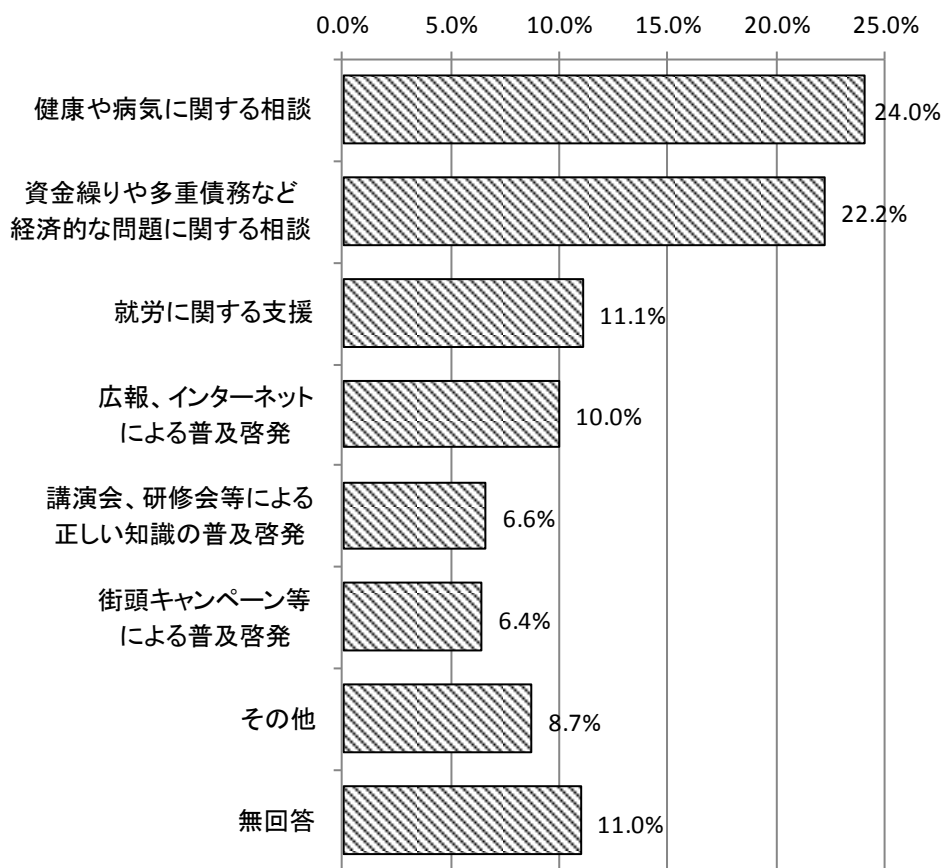
「配偶者」が25.4%と最も多く、次いで「友人」が10.6%、「親」が6.3%、「子ども」が5.1%となっています。「誰にも相談しないと思う」という回答が30.8%にのぼっており、悩みがあっても相談する人がいない方が多いことが伺えます。

④自殺防止対策の相談窓口を知っているか

「はい」が19.9%、「いいえ」が73.8%と、知らないという回答のほうが多くなっています。

⑤効果的な自殺防止対策

「健康や病気に関する相談」の充実が24.0%と最も多く、次いで「資金繰りや多重債務など経済的な問題に関する相談」が22.2%、「就労に対する支援」が11.1%、「広報、インターネットによる普及啓発」が10.0%となっています。



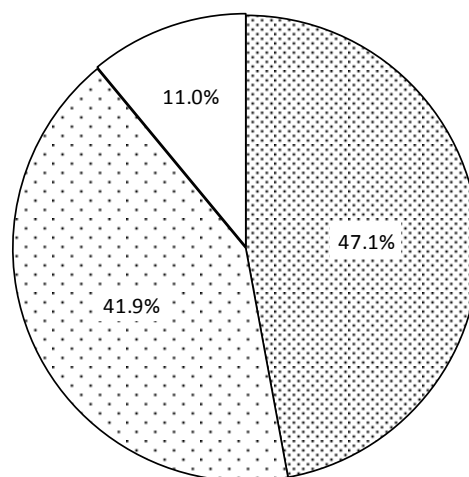
(2) いきいき越谷 21 アンケート調査

調査の目的	本調査は、「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷 21』」が平成30年度（2018年度）中に中間見直しを行うため、食事や運動等の各生活領域に関する生活習慣の現状、保健サービスの需要等及び市民の実態やニーズを把握し、今後の施策に反映させることを目的として実施しました（自殺対策推進計画のための設問も設定）。		
対象者	越谷市内在住の18歳以上の男女3,000人		
調査方法	郵送方式（郵送配布・郵送回収）		
調査期間	平成29年（2017年）10月11日～10月31日		
有効回収数	1,201票	有効回収率	40.0%

■ 調査結果の概要

①自殺で多数の方が亡くなっていることを知っていたか

「知っていた」が47.1%、「知らなかった」が41.9%と、「知っていた」という回答のほうがやや多いものの、「知らなかった」という回答も4割にのぼっています。男性のほうが女性より「知っていた」という回答が多くなっています。



□知っていた □知らなかった □無回答

②自殺対策に関する認知状況

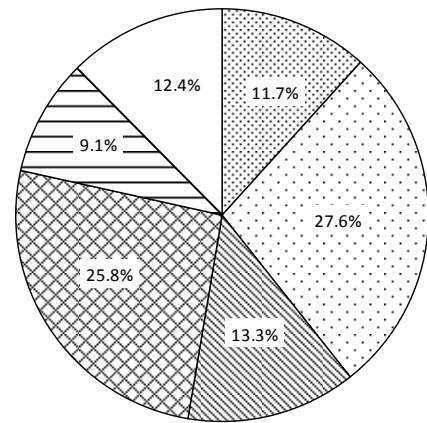
認知度がある回答（「内容まで知っていた」「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」）は、「こころの健康相談統一ダイヤル」「自殺予防週間／自殺対策強化月間」では2割あまりとなっていますが、「よりそいホットライン」「自殺対策基本法」では約1割、「ゲートキーパー」「自殺総合対策推進センター」では1割未満にとどまっており、全体に認知が進んでいるとは言えない状況になっています。

③自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

《そう思う》（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）は20.6%、《そう思わない》（「あまりそう思わない」「そう思わない」）は50.6%と、約半数が自分自身に関わる問題だとは思わないと回答しています。20歳代の男性で《そう思う》が3割あまりとやや多くなっています。

④助けを求めることにためらいを感じるか

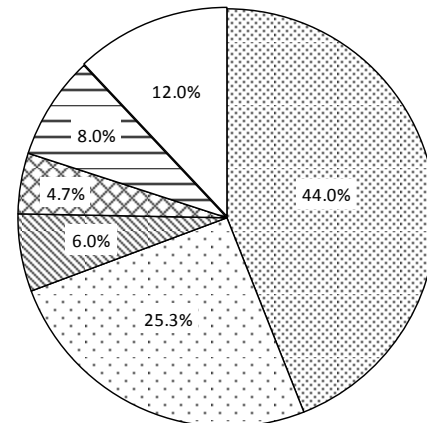
《そう思う》（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）は 39.3%、《そう思わない》（「どちらかというとそう思わない」「そう思わない」）は 39.1%と、回答は拮抗しています。男性のほうが女性よりためらいを感じるという回答が多くなっています。



□そう思う □どちらかというと思う
 □どちらかというと思わない □そう思わない
 □不明 □無回答

⑤不満や悩みを受け止め、耳を傾けてくれる人はいるか

《そう思う》（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）は 69.3%、《そう思わない》（「どちらかというとそう思わない」「そう思わない」）は 10.7%と、いると思うという回答のほうが多くなっています。



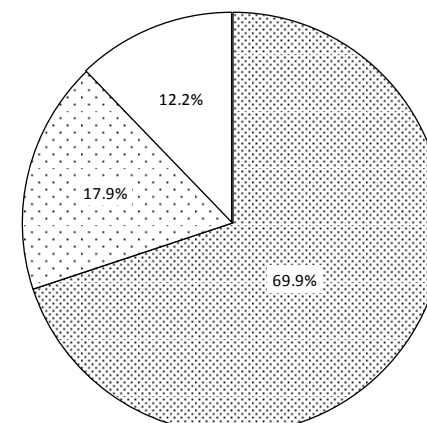
□そう思う □どちらかというと思う
 □どちらかというと思わない □そう思わない
 □不明 □無回答

⑥物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいるか

《そう思う》（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）は 58.4%、《そう思わない》（「どちらかというとそう思わない」「そう思わない」）は 18.0%と、支援をしてくれる人がいると思うという回答のほうが多くなっていますが、いると思わないという回答も約2割ありました。男性の50歳代で《そう思わない》が3割あまりとやや多くなっています。

⑦本気で自殺したいと考えたことがあるか

「自殺したいと思ったことがない」が 69.9%、「自殺したいと思ったことがある」が 17.9%と、ないという回答のほうが多くなっていますが、あるという回答も2割弱ありました。思ったことがある方のうち、15.3%は最近1年以内に自殺したいと思ったことがあると回答しています。



□自殺したいと思ったことがない □自殺したいと思ったことがある □無回答

⑧自殺願望を乗り越えた方法

「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」が 33.0%と最も多く、次いで「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が 31.6%、「できるだけ休養を取るようにした」が 23.7%、「医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した」が 12.1%となっています。

⑨身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき

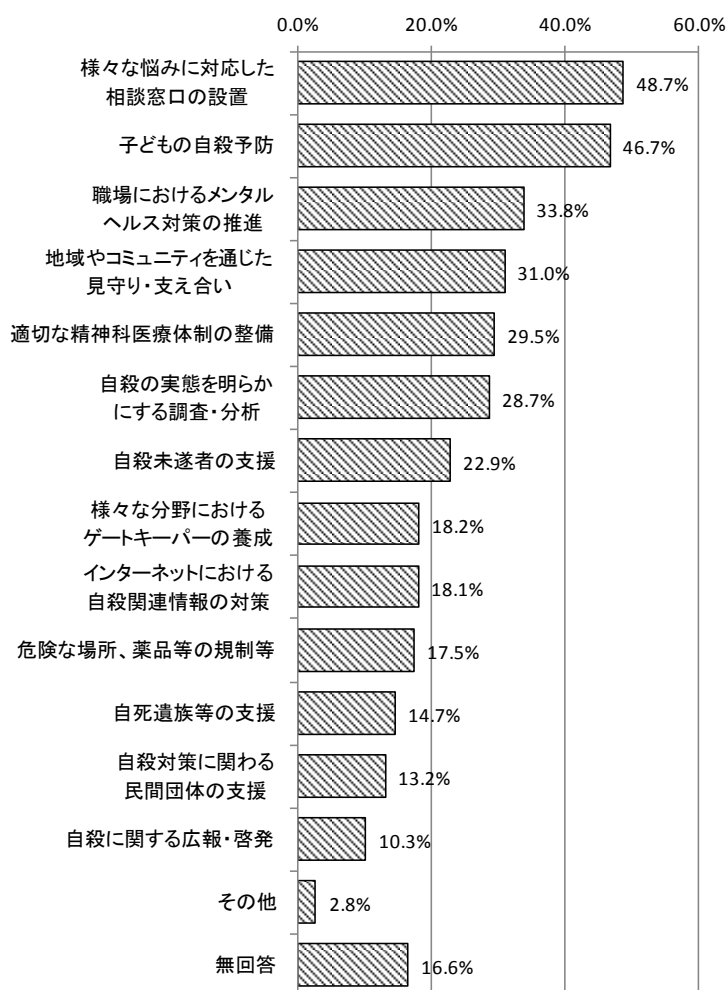
「ひたすら耳を傾けて聞く」が 28.9%と最も多く、次いで『「死にたいぐらい辛いんだね」と共感を示す』が 10.3%、『「死んではいけない」と説得する』が 9.2%、『「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する』が 8.3%となっています。傾聴が大切であることはある程度認識されていると考えられますが、死なないう説得するという回答も約 1割あり、回答中第 3 位となっています。

⑩自殺予防に資する学び方

「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が 65.6%と最も多く、次いで「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」が 41.8%、「相手の細かな変化に気づき、思いを受け止めること」が 38.4%、「ストレスへの対処方法を知ること」が 38.0%、「自殺が誰にでも起こり得る問題であると認識すること」が 37.6%となっています。

⑪今後必要な自殺対策

「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が 48.7%と最も多く、「子どもの自殺予防」が 46.7%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が 33.8%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が 31.0%となっています。



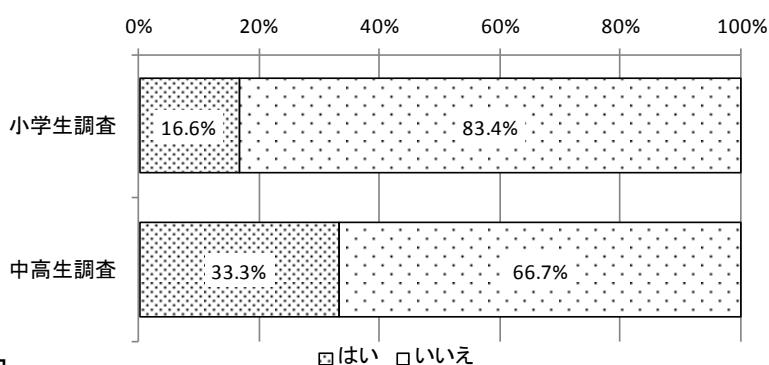
(3) 青少年意識調査

調査の目的	青少年を対象に、自殺に結びつく可能性のある悩みごとについての調査を行い、市政世論調査の18歳以上の調査結果と比較して青少年特有の特徴を明らかにすることを目的として実施しました。
対象者	越谷市内の小学生・中学生・高校生
調査の方法	二次元コードを介して回答フォームにアクセスしてもらい、回答フォームから回答を得ました。
調査期間	平成30年(2018年)7月16日～7月31日
有効回収数	小学生601件 中学生・高校生390件

■ 調査結果の概要

① 誰にも言えないくらい困ったことがあるか

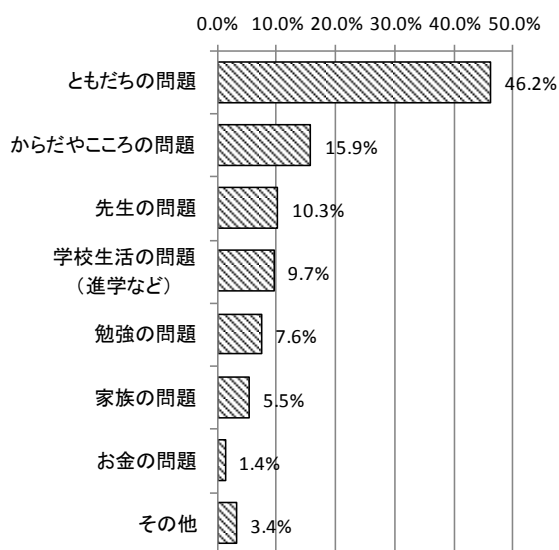
小学生調査では、「はい」が16.6%、「いいえ」が83.4%、中高生調査では、「はい」が33.3%、「いいえ」が66.7%となっており、中高生調査のほうが困ったことがある割合が高くなっています。



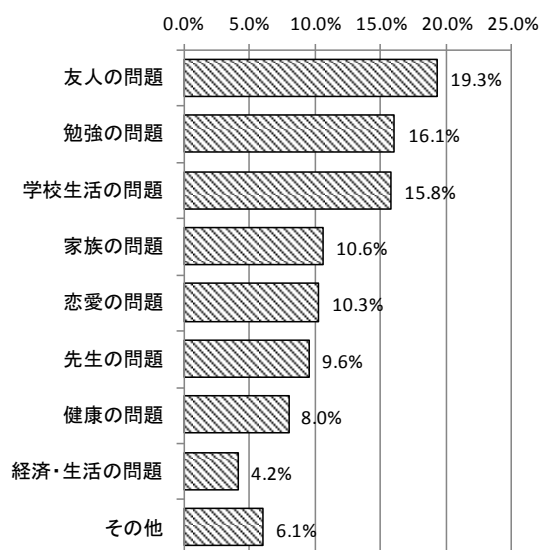
② 誰にも言えないくらい困った理由

小学生調査では、「ともだちの問題」が46.2%と最も多く、次いで「からだやこころの問題」が15.9%、「先生の問題」が10.3%、「学校生活の問題(進学など)」が9.7%となっています。中高生調査では、「友人の問題」が19.3%と最も多く、次いで「勉強の問題」が16.1%、「学校生活の問題」が15.8%、「家族の問題」が10.6%、「恋愛の問題」が10.3%となっています。いずれの調査でも友人の問題が最も多くなっていますが、小学生調査のほうが割合が高くなっています。

【小学生調査】



【中高生調査】



③悩んだとき相談する人

小学生調査では、「お父さん、お母さん」が 64.2%と特に多く、次いで「おともだち」が 15.2%となっています。中高生調査では「親」が 39.3%と最も多く、次いで「友人」が 29.7%となっています。いずれの調査でも親が多くなっていますが、小学生調査のほうが割合が高くなっています。また「誰にも相談しない」は小学生調査では 9.1%、中高生調査では 20.7%であり、中高生調査のほうが割合が高くなっていますが、市政世論調査（18歳以上）の 30.8%と比較すると低くなっています。

④困ったときの相談窓口を知っているか

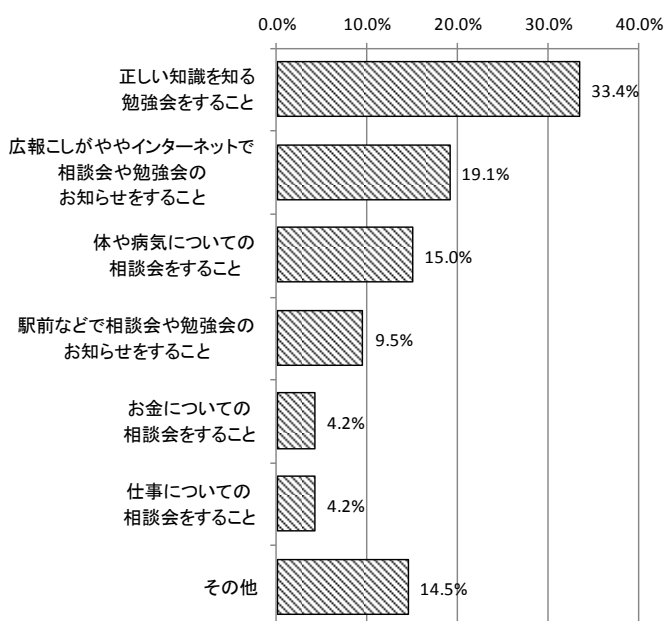
小学生調査では、「はい」が 23.1%、「いいえ」が 76.9%、中高生調査では、「はい」が 26.6%、「いいえ」が 73.4%となっています。知っている割合は、市政世論調査（18歳以上）の 19.9%と比較すると高くなっています。

⑤誰にも言えないくらい困っている人のために必要なこと

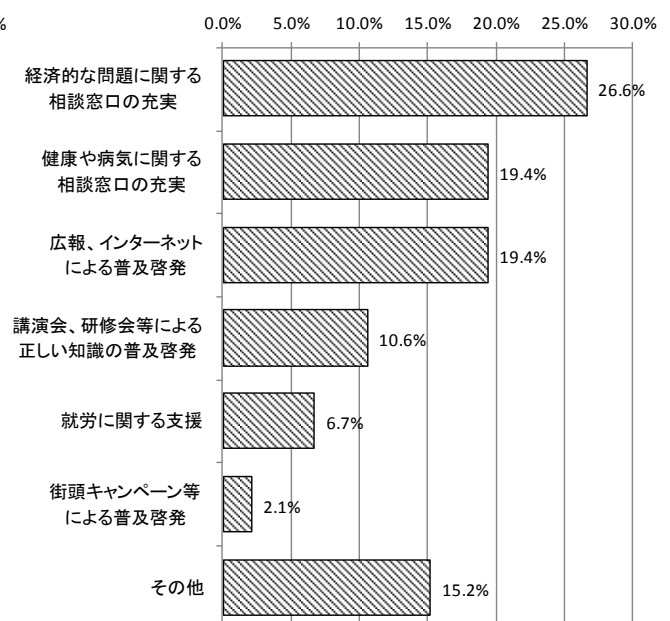
小学生調査では、「正しい知識を知る勉強会をすること」が 33.4%と最も多く、次いで「広報こしがややインターネットで相談会や勉強会のお知らせをすること」が 19.1%、「体や病気についての相談会をすること」が 15.0%、「その他」が 14.5%となっています。

中高生調査では、「経済的な問題に関する相談窓口の充実」が 26.6%と最も多く、次いで「健康や病気に関する相談窓口の充実」と「広報、インターネットによる普及啓発」がそれぞれ 19.4%、「その他」が 15.2%、「講演会、研修会等による正しい知識の普及啓発」が 10.6%となっています。

【小学生調査】



【中高生調査】



「その他」の回答では、小学生調査では、「何でも悩みを相談できる秘密の場所」、「学校で相談できるように、先生と1人ずつ話をする時間があると思う」、「いじめっ子の言う事は聞かなくても、友達や先生が助けてくれるようにする事」、「警察のひとが老人の家に見回るように、子供の家にも誰かが行って様子をみたりする」、「どうしたのと声をかけてくれる大学生くらいの人(子供と年齢の近い人)が学校にいてくれたらいい」、「人権等を学ぶ会」などの回答がありました。

中高生調査では、「友人関係などの相談窓口の充実」、「相談者が特定されない相談窓口の設置」、「親身に話を聞いてくれる相手がいる状況をつくること」、「悩んでいる子に声をかける。友達の間で雰囲気に敏感でありたい」、「頑張れって言わずに休ませて欲しい」、「そんなに困ってたら何やっても無駄だと思う」などの回答がありました。

4 課題

- (1) 20歳未満や20歳代の若年者の自殺者数は、中高年より実数としては少なくなっていますが、自殺死亡率を全国の市町村と比較した指標では、20歳未満がやや高くなっています。また、市政世論調査では、死にたいと思ったことがあるという回答が男女とも18～29歳で高くなっています。また、青少年意識調査では、誰にも言えないくらい困ったことがあるという回答が、小学生で16.6%、中高生で33.3%あり、小中高校生が自殺に結びつく可能性のある悩みごとを抱えていることが分かり、18～29歳と同様に高い数値になっています。これより、「子ども・若者の自殺対策の推進」が必要です。
- (2) 自殺者数を属性別に見ると、第1位が「男性60歳以上無職同居」、第2位が「女性60歳以上無職同居」となっており、高齢者が自殺者数の上位を占める結果となっています。全国の市町村と比較した指標では、70歳代がやや高くなっています。また、独居ではなく同居の男女の自殺死亡率が上位を占めています。これより、家族のいる高齢者を含む「高齢者の自殺対策の推進」が必要です。
- (3) 自殺者数を属性別に見ると、第3位が「男性40～59歳有職同居」、第4位が「男性20～39歳有職同居」となっており、職業別の自殺者数を見ても、第1位は「被雇用者・勤め人」となっており、特に小規模事業所に雇用されている者の自殺者が多くなっています。また、自殺死亡率では「男性40～59歳無職独居」が突出して高くなっており、失業や経済・生活問題にも課題があります。関係機関との連携による小規模事業所への働きかけ等を含む「労働問題による自殺対策の推進」が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、国の大綱や県の自殺対策計画で示している「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、越谷市自殺対策推進条例の理念を踏まえ推進していきます。

2 数値目標

国は大綱において、2026年までに自殺死亡률을2015年より30%以上減少させることを目標として定めています。また、埼玉県も同様の目標を設定していることから、本市においても2025年の自殺死亡률을2015年より30%以上減少させることとし、本計画の最終年度にあたる2023年の自殺死亡률을13.1以下とすることを数値目標として設定します。

①国の達成指標

	2015年（実績）	2025年
自殺死亡률	18.5	13.0
対2015年比	100.0%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

②埼玉県の達成指標

	2015年（実績）	2019年	2022年（参考）	2025年（参考）
自殺死亡률	18.0	15.6	14.0	12.6
対2015年比	100.0%	86.7%	77.9%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

③越谷市の達成指標

	2015年（実績）	2023年	2025年（参考）
自殺死亡률	17.5	13.1	12.2
対2015年比	100.0%	75.2%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

3 施策の体系

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す

基本施策

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神医療が受けられる環境の整備
- (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
- (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
- (10) その他自殺対策に必要な施策の推進

重点施策

- (A) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (B) 高齢者の自殺対策の推進
- (C) 労働問題による自殺対策の推進

計画の推進

- (1) 官民協働による関係機関の連携推進
- (2) 市役所内の理解促進と推進体制の充実
- (3) 計画の評価

第4章 施策の展開

1 基本施策

(1) 自殺に関する調査及び研究

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに本市の自殺対策事業に還元します。

1-1 市民の意識調査に基づく調査研究

市民の意識調査等の幅広い情報源を活用して、自殺対策の推進に資する調査研究を行います。

事業名	事業内容	担当課
自殺対策に関するアンケートの実施	市民に対するアンケートを定期的実施する等、市民の意識調査に基づいた自殺対策について検討していきます。	精神保健支援室

1-2 自殺の実態に関する調査研究

救急に関する諸資料や保健統計等の自殺関連の相談、埼玉県自殺対策推進センターからの情報に基づいて、自殺の実態に関する調査研究を行います。

事業名	事業内容	担当課
保健統計	保健統計を収集・分析し、本市の自殺対策の課題や施策の方向性について検討します。	保健総務課
相談の分析・事例検討	精神保健支援室が受理した自殺関連の相談について、整理分析や事例検討等の調査研究を行い、今後における自殺対策の課題や事業の方向性を検討します。	精神保健支援室
救急統計	自殺に関する救急統計を分析し、本市の自殺対策の施策立案に役立てます。	消防本部救急課

(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行います。また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

2-1 自殺予防週間と自殺対策強化月間について

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に係る市民に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
街頭キャンペーン等による自殺予防普及啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、街頭キャンペーンで「こころの体温計カード」を配布、また市の広報・ホームページ・シティメールへの掲載等、市民に対して自殺予防に関連する正しい知識の普及啓発を行います。	精神保健支援室
自殺に関連する資料の展示	図書館の利用を促進するためテーマを決めて本の展示を行い、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間については、うつ、過労、アルコール依存、いじめ、メンタルヘルス等に関する特集を組むことで、自殺予防の啓発や理解の促進に努めます。	図書館

事業名	事業内容	関係団体
街頭キャンペーン等への協力	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、市が実施する街頭キャンペーンに協力することにより、市民に対して自殺予防に関連する正しい知識の普及啓発を支援します。	越谷警察署

2-2 正しい知識の普及啓発

本市における自殺防止対策の相談窓口が保健所精神保健支援室であることを、幅広い広報媒体を活用して周知し、必要な人が自殺防止対策の相談窓口や関係機関等へつながることができるよう、自殺に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

事業名	事業内容	担当課
広報紙、ホームページ等での情報発信	自殺対策関連の正しい情報を市内外へ周知するため、広報紙やホームページ、SNS等の情報発信ツールを活用し啓発を図ります。	広報広聴課
行政資料コーナーでの情報提供	市役所内の行政資料コーナーにおいて、自殺予防などのポスター掲示やリーフレットの配架により、自殺予防の啓発や相談窓口の周知を図ります。	総務課
国際交流関連業務	国際交流協会実施事業において、自殺対策関連の啓発リーフレット等の配布に努めます。	市民活動支援課
青少年の非行・被害防止街頭キャンペーン	青少年の非行・被害防止を目的に実施する街頭キャンペーンにおいて、自殺予防に関する啓発を併せて行います。	青少年課
掲示物等による情報提供	夜間急患診療所内に自殺予防などのポスター掲示やリーフレットを配架し、相談窓口の周知を図ります。	地域医療課
保健カレンダーの発行	精神保健支援室等、自殺防止対策の相談窓口の周知を図ります。	市民健康課
保健所における正しい知識の普及啓発	保健所内に自殺対策に関するリーフレット等を配架し、情報周知や啓発を図ります。	保健総務課
献血事業の普及啓発	市役所献血時や高校訪問実施時に、リーフレットの配布等を行い、自殺防止対策の相談窓口等の周知に努めます。	保健総務課
HIV・性感染症の正しい知識の普及啓発	HIV・性感染症検査の受診者を増やし、正しい知識の普及と相談窓口等の周知を図ります。	保健総務課
街頭キャンペーン等による自殺予防普及啓発 【再掲2-1】	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、街頭キャンペーンで「こころの体温計カード」を配布、また市の広報・ホームページ・シティメールへの掲載等、市民に対して自殺予防に関連する正しい知識の普及啓発を行います。	精神保健支援室
こころの体温計	メンタルチェックシステム「こころの体温計」の活用をすすめ、市民自らが心と身体の健康度を知り、自己管理能力を高めていく契機となる支援を行います。	精神保健支援室
環境保全思想の普及及び環境学習	環境保全の学習において、命の大切さを伝えるよう努めます。	環境政策課

掲示物による普及啓発	市立病院内において、自殺対策に関するポスター掲示により周知を図ります。	市立病院庶務課
救急活動における情報提供	自殺リスクのある方やその家族に、相談窓口を紹介するリーフレットを配布することで適切な支援が受けられるように努めます。	消防本部救急課
救急広報	消防本部のホームページに「こころの相談」として、メンタルヘルスケアやうつ病予防の外部リンク先を紹介し、自殺対策に関する啓発に努めます。	消防本部救急課
自殺対策の普及啓発	図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、チラシの配置やポスターを掲示して自殺対策の広報啓発に努めます。	図書館
地区センター・公民館等への配本	自殺に関連する資料を市民に身近な施設に配本することで、自殺予防の啓発や理解の促進に努めます。	図書館
教育相談サポートブック	ケース別の相談に対する支援方法を掲載したサポートブックのインターネット配信を通して、自殺防止対策の相談窓口や地域の支援機関等を含めた情報周知に取り組みます。	教育センター

事業名	事業内容	関係団体
自殺防止対策の相談窓口等の情報提供	弁護士会主催の法律相談会場において、市が作成する「こころの体温計カード」及び「リーフレット」を配架し、関心のある相談者に配布することで、自殺防止対策の相談窓口等の情報提供を行います。	埼玉弁護士会 越谷支部
求職者等への情報提供	ハローワーク越谷において、自殺予防などのポスター掲示やリーフレットの配架を行います。	ハローワーク越谷

2-3 市民向けの講演会等の実施

市民向けの研修、教室、講演会等を活用して、自殺に関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、市民が参加しやすくわかりやすい講演会等の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
人権啓発	人権問題に関する研修会や講演会等を実施する等、人権啓発の一環として自殺対策の普及啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の啓発	男女共同参画やDVに関する様々なテーマの講座の開催や情報誌等の発行等、男女共同参画に関する啓発の一環として、自殺対策の普及啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課
健康教室の開催 (成人保健)	疾病予防に関するセミナー、料理教室や運動教室を実施し、生きる支援や健康に関する知識の普及啓発を図ります。	市民健康課
難病患者支援事業	難病患者及び家族に対する講演会や交流会を開催することで、疾患に対する理解を深めたり、地域でのつながりを構築していき、生きることへの支援を行います。	保健総務課
家族教室等の開催	家族教室や市民向け研修の開催を通じ、家族や市民に対して、精神障がい者が自殺のハイリスク者であることを周知するとともに、当事者支援の重要性についての知識の普及啓発を行います。	精神保健支援室
人権教育	人権教育に関する講座や広報誌等に人権啓発文の掲載をする等、人権啓発の一環として自殺対策の普及啓発活動を推進します。	生涯学習課
公民館における各種教室・講座	公民館における人権教育推進事業を開催し、人権啓発の一環として自殺対策の啓発を推進します。	生涯学習課

(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、さまざまな分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要になっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。さらに、これらの地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材も養成します。

3-1 市民を対象とする研修の実施

市民を対象とする研修等を実施することにより、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

事業名	事業内容	担当課
認知症サポーター養成講座	認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを養成することは生きることの支援であり、それを通じて認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。	地域包括ケア推進課
市民向けのゲートキーパー研修	市民向けのゲートキーパー研修を実施し、市民の自殺防止に対する意識の向上に取り組みます。	精神保健支援室

3-2 市職員の資質向上

市職員に対する研修等を実施することを通じて、自殺や自殺関連事象に適正に対応できるよう資質の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
職員の研修計画の策定	市職員の研修計画の中に自殺予防の講義を開催しています。	人事課
職員の階層別研修 ・特別研修	市の職員研修のひとつとして、自殺予防を推進するための講義を導入しています。	人事課
職員向けの ゲートキーパー研修	市職員にゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーを担うことのできる市職員を養成します。	人事課 精神保健支援室
健康講座の開催	人事課と連携して「メンタルヘルス」をテーマとする職員向けの講座を実施することで、自殺対策に従事する職員のメンタルヘルスに対する理解を深めます。	安全衛生管理課
専門相談員の スキルアップ	困難事例について外部講師等からのスーパーバイズ（専門的指導）を受けることによって、精神保健支援室や庁内関係機関職員のスキルアップを図り、市民サービスの向上に取り組みます。	精神保健支援室
自殺対策研修 (自殺対策連絡会議)	市職員に対し、市の自殺対策の実情を学ぶ研修を実施し、市職員の自殺予防に対する意識の向上に取り組みます。	精神保健支援室
救急隊員の研修及び 救急活動の検証	自殺企図者への対応方法について研修を行い、自損行為の救急活動について医師を交えた検証を行うことで、救急隊員のスキルアップを図ります。	消防本部救急課
校務主事等への啓発活動	研修資料として自殺防止対策の相談窓口を含めた相談先一覧を配付し、正しい知識をもった人材の育成に努めます。	学校管理課

3-3 専門領域におけるゲートキーパー等の育成

さまざまな専門領域で活動している方を対象に研修等を実施して、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

事業名	事業内容	担当課
交通指導員・交通安全母の会会員の研修	交通指導員・交通安全母の会会員にゲートキーパー研修を受講していただき、地域、特に子どもたちに関して、指導員等が自殺のサインに気づく役割や視点を持ってもらうことに努めます。	くらし安心課
専門職員への研修	保護者と接する職員にゲートキーパー研修の受講を推奨し、必要時には適切な相談機関へつなぐ役割が担える等、人材育成に努めます。	児童発達支援センター
臨床研修医及び学生実習の受入れ	保健所における実習カリキュラムの中で、自殺対策に関する講義を実施し、自殺防止に対する意識向上に取り組めます。	保健総務課
医療機関向け研修会	研修会の中で、自殺未遂者への対応方法等について講義し、医療機関における自殺対策の意識向上を図るよう検討します。	保健総務課
保健師人材育成研修	研修会の中で、自殺未遂者への対応方法等について講義し、自殺対策の意識向上を図ります。	保健総務課

事業名	事業内容	関係団体
ゲートキーパー研修の開催	自殺リスクのある相談者との対応頻度が比較的多い弁護士が、ゲートキーパーの役割を担うことができるよう、会員を対象としたゲートキーパー養成研修を開催し実施します。	埼玉弁護士会 越谷支部

(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点とともに、社会・経済的視点を含む包括的な取組が重要です。自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療にあたる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにしていきます。また、さまざまな分野の組織、団体が密接に連携しながら自殺対策の取組を包括的に実施できるように、相談窓口などで対応する人員が自殺に関する基礎知識を身につけるなどの対応を図ることで、相談体制の整備及び充実を図っていきます。

4-1 自殺リスクのある方への支援と専門相談の充実

さまざまな相談窓口の職員が自殺に対する正しい知識を身につけ、専門的な対応ができるようにすることを通じて、自殺リスクのある人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
人権相談	人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、越谷人権擁護委員協議会越谷部会と連携し、人権相談を行います。	人権・男女共同参画推進課
女性相談・DV相談	女性の生き方・パートナーに関する悩みの解決やDV被害者への生きる支援をするため、女性相談・DV相談を行います。	人権・男女共同参画推進課
消費生活相談	借金苦は、自殺リスクが高まる恐れがあります。多重債務相談を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	くらし安心課
市民相談・交通事故相談	日常生活全般にわたる相談を受ける市民相談窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えており、潜在的自殺リスクの高い人をキャッチする上で重要です。交通事故の加害者・被害者ともに事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる恐れがあるため、相談を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	くらし安心課
各種相談（法律・税務・登記・行政書士）	各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的自殺リスクの高い人をキャッチする上で重要であり、各種相談を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	くらし安心課
福祉なんでも相談窓口	福祉に関する手続き、申請窓口などの相談を受けるなかで、自殺に関する相談があった際は、自殺防止対策の相談窓口につながります。	生活福祉課
精神保健福祉相談	精神障がい者は地域生活上様々な困難を抱えており、自殺リスクが高いため、「死にたい」等の自殺念慮の電話相談に対する傾聴および早期介入を通じ、自殺防止の相談援助を行います。	精神保健支援室

家族教室等の開催 【再掲2-3】	家族への個別相談、家族教室（ひきこもり家族の集い、統合失調症家族教室等）を通じて家族の自己回復力を高め、生きる目的をともに考え、当事者の自殺防止につなげる支援を行います。	精神保健支援室
患者および家族への支援	治療や医療費、転院、退院等さまざまな不安を抱えた患者やその家族等に対して、医療連携室内に相談窓口を設置して相談に応じ、有益な情報提供や関係窓口へつなぐことによって、課題の解決に努めます。	市立病院医事課
相談先窓口や医療機関の紹介（電話対応）	消防署への自殺企図をうかがわせる電話相談に対し、相談先窓口や医療機関についての情報提供を行うことで支援に努めます。	消防本部指令課

事業名	事業内容	関係団体
法律相談	越谷市における法律相談及び弁護士会における法律相談において、自殺リスクに配慮した相談援助を行い、必要に応じて精神保健支援室を案内します。	埼玉弁護士会 越谷支部
総合相談	埼玉司法書士会越谷総合相談センターにおいて、不動産の相続や売買等の登記に関することをはじめ、借金に関すること、成年後見に関すること、訴訟に関すること等、様々な相談を受けることにより、自殺リスクの軽減に努めます。	埼玉司法書士会
法の日相談	中央市民会館において、不動産の相続や売買等の登記に関することをはじめ、借金に関すること、成年後見に関すること、訴訟に関すること等、様々な相談を無料で受けることにより、自殺リスクの軽減に努めます。	埼玉司法書士会
総合福祉相談	福祉に関することや日常生活での困りごとの相談を受けるなかで、自殺に関する相談があった際には、自殺防止対策の相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会

4-2 生活困窮者・障がい者への相談支援

生活困窮者や障がいがある方への相談の機会を活用して、生活困窮や障がい、病気などによる自殺リスクのある人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
納税相談	納税相談等において、多重債務や生活困窮等の状況に応じて、該当する相談窓口につなぎます。	収納課
生活保護相談	経済的困窮は自殺リスクを高めるため、生活費や医療費など困ったときの生活保障に関する相談を行います。	生活福祉課
生活困窮者自立支援事業	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
障がい者等の相談支援	障がい者（高次脳機能障がい者を含む）、障がい児やその家族等からの相談に応じ、障がい児者の自立及び社会参加を支援します。	障害福祉課
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免事業	保険税等減免の申請受付を行う際に、対象者の状況を把握し、自殺リスクがある場合等必要に応じて相談窓口につなぎます。	国民健康保険課
後期高齢者医療保険料徴収事業	保険料滞納者の相談を受ける際に、対象者の状況を把握し、自殺リスクがある場合等必要に応じて相談窓口につなぎます。	国民健康保険課

事業名	事業内容	関係団体
多重債務者に対する相談	自殺リスクを高める経済的困窮への対応として、従来から実施している多重債務者を対象とする相談において、自殺リスクに配慮した相談援助を行います。	埼玉弁護士会 越谷支部
司法書士による高齢者・障がい者のための成年後見相談会	成年後見制度について、高齢者・障がい者本人はもちろん、本人の介護にあたっている方等の親族からの相談に無料で応じ、自殺リスクの軽減に努めます。	埼玉司法書士会
心配ごと・悩みごと相談	心配ごとや悩みごとを抱えている方または精神科や心療内科を受診している方が就労活動をする際には、精神障害者雇用トータルサポーター（精神保健福祉士）が相談支援します。	ハローワーク 越谷
生活困窮者自立支援事業との連携	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワーク就労支援ナビゲーターと関係機関が連携し、就労支援を行います。	ハローワーク 越谷
生活福祉資金貸付事業 福祉資金貸付事業	資金の貸付（一時的な生活費など）に関する相談を受けるなかで、生活の安定を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会

歳末たすけあい配分事業 歳末援護金の配分	民生委員・児童委員の協力により、低所得世帯に対し、歳末援護金を配分し、金銭的な支援を行います。	越谷市社会福祉協議会
緊急援護事業	不測の事態により、緊急に援護を必要とする人に対し、鉄道乗車券や食料品の現物支給による援護を行います。	越谷市社会福祉協議会

4-3 妊産婦・子育て世代への相談支援

妊産婦や子育て世代への相談等の機会を活用して、子育て不安や産後うつなどによる自殺の危険性の高い人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
保育ステーション	育児相談の実施や親子が集い交流できる場を提供し、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ居場所づくりを検討します。	子ども育成課
子育て支援センター	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ居場所づくりを図ります。	子ども育成課
保育コンシェルジュ	子育てにまつわる相談を通して、保護者の状況把握に努め、自殺リスクがある場合等必要に応じて相談窓口につなぎます。	子ども育成課
子ども家庭相談	児童館利用者の相談を通じ、子育ての悩み等の自殺リスクの軽減に努めます。	児童館コスモス 児童館ヒマワリ
乳幼児健康診査	発育発達の確認、育児相談を行い、育児不安の軽減を図り、適切な関係機関へつなぎます。	市民健康課
母子健康手帳交付	妊娠届出時の相談により、出産・育児不安の軽減を図り、自殺のリスクの軽減に取り組みます。	市民健康課
母親・両親学級	育児不安の軽減・解消、妊娠期の健康管理を推進し、自殺リスクの軽減に努めます。	市民健康課
妊産婦・新生児訪問	産後うつ予防、発育発達の確認、育児支援等を行うことにより、自殺リスクの軽減に努めます。	市民健康課
未熟児及び養育支援訪問	育児不安の軽減を図るため訪問や電話相談を行い、自殺リスクの高い人を早期に発見し、適切な相談機関につなぎます。	市民健康課
図書館事業（児童）	幼児向きのおはなし会や講座を実施することで、子育て親子が集い交流できる場を設け、子育ての悩み等の軽減に努めます。	図書館

事業名	事業内容	関係団体
ふれあいひろば （「ふらっと」おおぶくろ）	1歳未満の赤ちゃんを育てている方を対象に、子育ての悩みや楽しさを共有できる友だちを作りたいという親子同士をサポートし、交流の輪を広げます。	越谷市社会福祉協議会

4-4 児童生徒・保護者に対する相談支援

児童生徒や保護者を対象とした経済的支援等を実施して生活困窮等を理由とした自殺の防止を図るとともに、相談・面談等の機会を活用して自殺の危険性の高い人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 【再掲4-2】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（子どもの学習支援等）を行います。	生活福祉課
家庭児童相談室	保護者の子育てに関する相談において、相談者の状況把握に努め、自殺リスクがある場合等必要に応じて他の相談窓口につなぎます。	子育て支援課
外来（発達）相談	児童の発達に応じ、専門職が相談に応じて訓練等を行うことにより、保護者の不安を軽減するとともに、相談を機会に自殺リスクに早期に気づき、適切な関係機関へつなぎます。	児童発達支援センター
入学準備金の償還	入学準備金の返済等を期限までに行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えて困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制作りを進めます。	教育総務課
児童及び生徒の就学指定事務	特別に支援を要する児童・生徒の保護者に対し、関係機関が連携し、状況に応じた生きる支援を行うことで、保護者や児童・生徒の負担軽減を図ります。	学務課
就学援助事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を補助することにより、経済的負担および自殺リスクの軽減を図ります。	学務課
教育相談事業	児童生徒・保護者が抱えている悩み等を解決するため、相談機能の充実に取り組みます。	教育センター
学校相談員	学校で教育相談を行い、児童生徒が抱える悩みの早期解決に取り組みます。	教育センター
スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携した支援を続けることにより、児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減するよう取り組みます。	教育センター

事業名	事業内容	関係団体
生活福祉資金貸付事業 福祉資金貸付事業 【再掲4-2】	資金の貸付（修学資金など）に関する相談を受けるなかで、保護者の負担軽減と子どもの学習機会が損なわれないよう支援するとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	越谷市社会福祉協議会
石川奨学福祉基金 奨学資金給与事業	奨学基金から生じる利子を、市内在住の母子世帯等の経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学資金として給与します。	越谷市社会福祉協議会

(5) 適切な精神医療が受けられる環境の整備

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を充実します。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題などさまざまな問題に対して包括的に対応することが必要です。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにしていきます。

5-1 医療と結びつくための支援の充実

障がいや疾病、難病等を対象に経済的支援等を実施して自殺の防止を図るとともに、自殺の危険性の高い人が適切な支援に結びつくように配慮していきます。

事業名	事業内容	担当課
救急医療事業	県の精神科救急情報センターが、休日・夜間に行っている緊急的な精神医療相談に応じる電話相談事業について周知を図り、適切な相談窓口へつながるよう努めます。	地域医療課
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付事業	葬祭費、高額療養費、第三者行為等の給付に関する申請等の受付を行う際に、自殺リスクがある場合等必要に応じて対象者の状況を把握し、相談機関につなぎます。	国民健康保険課
医療安全支援センター	医療機関に関する相談の中で、自殺リスクがみられる等状況に応じて関係機関等と連携し、市民へ適切な支援を行います。	保健総務課
HIV・性感染症クリニック	エイズや性感染症の罹患に至る背景には、性に関連する深刻な問題を抱え、自殺の潜在的なリスクが高い可能性があるため、クリニックでの面接により相手の不安軽減に努め、場合により適切な支援機関につなぎます。	保健総務課
こころの医療機関マップ	「こころの医療機関マップ」を作成し、相談者が適切な精神科医療が受けられるよう支援と環境の整備を行います。	精神保健支援室

5-2 医療機関との連携強化

医療機関との連携を強化することを通じて、自殺の危険性の高い人が適切な精神科医療を受けられるようにするとともに、自殺が起こってしまった場合にも適切な対応ができるようにします。

事業名	事業内容	担当課
医療機関の立入検査	市内病院等の立入検査を通じ、院内の構造や情報連携体制等医療事故防止に関して連携することに努めます。	保健総務課
医療機関の実地指導	管内精神科病院の実地指導を通じ、院内事故防止に関して連携していくことに努めます。	精神保健支援室
医療連携	相談者が適切な精神科医療を受けられるよう、市内及び県内の精神科医療機関との連携強化に努めます。	精神保健支援室

(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市などの行政機関、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化し、さらに自殺対策の担い手として心身の健康を保持しながら、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

6-1 地域におけるネットワークの強化

地域のさまざまな社会資源と連携してネットワークを強化し、地域ぐるみの幅広い視点から自殺対策を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
地区まちづくり	各地区コミュニティ推進協議会へ支援し、地域での交流を図ることにより、生きる支援を含めた地域間の連携強化に努めます。	市民活動支援課
越谷市社会福祉協議会への助成	社会福祉協議会の地域福祉の推進に向けた活動を促進するため、越谷市社会福祉協議会に対し、助成金を交付します。	福祉推進課
民生委員・児童委員への活動支援	地域における身近な相談役である民生委員・児童委員による相談・支援等が円滑に行えるよう、活動の支援を行います。	福祉推進課
更生保護活動への助成	保護司会や更生保護女性会が取り組む犯罪のない住みよい地域社会の実現に向けた活動を促進するため、越谷地区保護司会及び越谷地区更生保護女性会に対し、助成金を交付します。	福祉推進課
地域ケア会議	会議を通し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現を目指します。	地域包括ケア推進課
地域包括支援ネットワーク	民間事業者等との連携により、支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止します。	地域包括ケア推進課
警察や鉄道会社との連携	警察や鉄道会社と街頭キャンペーンを協働で行い、関係機関との連携強化によって自殺対策を推進します。	精神保健支援室
道路、公園、緑道、噴水等の管理（パトロール）	日常のパトロール等によるホームレスの方々の情報を関係課所へ提供し、相談できない方々への必要な支援について協力することにより、自殺を未然に防ぐ取組に努めます。	道路総務課 維持管理課 公園緑地課

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加支援	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加支援を通じて、いきがづくりや社会参加への促進を図ることにより、障がい者がいきいきと暮らすことを支援する取組に努めます。	スポーツ振興課
----------------------------	---	---------

事業名	事業内容	関係団体
福祉推進員	地域福祉の推進役として活動する“地域の見守りサポーター”として、地域のニーズにきめ細かく対応できるよう、さまざまな見守り活動を行います。	越谷市社会福祉協議会
精神保健支援室等との連携	断酒会の活動で、自殺のおそれのある方を把握した場合は、精神保健支援室へつなぎます。	越谷断酒会
精神保健支援室等との連携	分かち合い・支えあいの会（自死遺族の会）の活動で、自殺のおそれのある方を把握した場合は、精神保健支援室へつなぎます。	分かち合い・支えあいの会 （自死遺族の会）
街頭キャンペーン等への協力 【再掲2-1】	市が実施する街頭キャンペーン等に協力することにより、市民に対して自殺予防に関連する正しい知識の普及啓発を支援します。また、業務の中で自殺企図者の把握があった場合は、精神保健支援室へつなぎます。	越谷警察署

6-2 庁内における連携強化

自殺対策は全庁的な取組が必要な課題であることを踏まえ、庁内において自殺対策に関する知識の向上を図るとともに、庁内の連携を強化して横断的な体制で自殺対策に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
職員健康管理事業	健康診断や健康相談、長時間労働対策やストレスチェックの実施等を通じて、自殺対策に従事する職員の心身の健康の維持増進を図ります。	安全衛生管理課
衛生委員会の開催	長期休職者、超過勤務実施者についてメンタルヘルスを含めた今後の対応を検討して、該当部署に改善を求めます。	安全衛生管理課
第3次越谷市地域福祉計画の策定	平成29年（2017年）6月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が福祉関連計画の上位計画に位置付けられたことを受け、第3次越谷市地域福祉計画策定に際しては、越谷市自殺対策推進計画と整合を図ったうえで策定します。	福祉推進課
障がい者計画の実施	障がい児者が、地域で自分らしく、安全で安心して暮らせるまちづくりを全庁的に推進します。	障害福祉課

<p>要保護児童の援護、 虐待通報の対応</p>	<p>要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携し、虐待を受けている、あるいは受けていると思われる児童の早期発見、早期対応及び見守り等を実施し、自殺リスクの軽減を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>自殺対策推進計画 策定事務</p>	<p>計画の策定や見直しに取り組むなかで、市職員全員が自殺予防を意識して職務を遂行できるよう、庁内連携の強化に努めます。また、策定した計画に基づき、庁内の連携を図りながら自殺対策を実施します。</p>	<p>精神保健支援室</p>
<p>児童虐待に関する連携</p>	<p>関係機関との連携により、児童生徒の家庭の状況に配慮しながら、問題解決へとつなげます。</p>	<p>教育センター</p>

(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援

医療機関等との連携による自殺未遂者支援の取組検証などを踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実します。

7-1 自殺未遂者に対する早期介入

自殺未遂者に対して早期介入による再発防止を図るために、警察や医療機関と連携して迅速な対応を行います。

事業名	事業内容	担当課
警察との連携	警察官通報における精神障がい者の自傷行為等事案について、退院後の地域生活を見据えた、早期介入、再発防止を図る支援に努めます。	精神保健支援室
自殺未遂者相談支援事業	市内の三次救急医療機関との連携により、救急救命センターに搬送された自殺未遂者への早期介入により、地域生活における再企図防止を図る支援に取り組みます。	精神保健支援室
自殺未遂に係る 119 番通報の受理	自殺未遂に係わる 119 番通報があった際には、救急車を出動させ医療機関に搬送し、関係機関等への情報提供を行い、再発防止の支援に努めます。	消防本部指令課
土、日、夜間、休日における越谷市防災無線放送の実施	自殺リスクを抱えた行方不明者発見のために、越谷市内全域に防災行政無線の放送を実施することで、早期発見に努めます。	消防本部指令課

7-2 自殺未遂者の親族等への支援

医療機関等との連携を通じて、自殺未遂者の家族親族等に対し、再企図防止のための正しい対応方法等について伝えるとともに心のケアを行います。

事業名	事業内容	担当課
自殺未遂者相談支援事業 【再掲 7-1】	市内の三次救急医療機関との連携により、救急救命センターに搬送された自殺未遂者の家族親族等に対する心のケアを行います。	精神保健支援室
家族教室等の開催 【再掲 2-3、4-1】	自殺未遂者の家族親族等が、再企図防止のための正しい対応方法等を学ぶ機会をつくります。	精神保健支援室

(8) 自死遺族等に対する支援

自死遺族等に対する迅速な支援を行うとともに、必要な支援情報が得られるよう情報提供の拡充を図ります。また、遺族の自助グループ等の地域における活動や遺族の会同士の連携に関する支援をします。

事業名	事業内容	担当課
埼玉県交通遺児等への支援	事故後には、様々な困難や問題に直面し、自殺のリスクが高まる恐れがあるので、交通遺児や支援機関等に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減につながります。また相談者にリーフレットを配付し、支援機関等の情報提供に努めます。	くらし安心課
こころの体温計 【再掲2-2】	自死遺族等に対して「こころの体温計」を活用したストレスチェックをすすめ、高ストレス状態の早期発見や早期治療の支援に努めます。	精神保健支援室
家族教室等の開催 【再掲2-3、4-1、7-2】	ひきこもりの家族教室および統合失調症の家族教室に加え、自死遺族等に対する家族教室の開催について検討します。	精神保健支援室
分かち合い・支えあいの会 (自死遺族の会)との連携	分かち合い・支えあいの会(自死遺族の会)との連携に努め、自死遺族相談や家族教室等の共催について検討します。	精神保健支援室

事業名	事業内容	関係団体
分かち合い・支えあいの会 (自死遺族の会)	分かち合い・支えあいの会(自死遺族の会)を運営し、自死により大切な方を失った方自身が安心して語ることのできる場を提供することにより、自死遺族の支援を行います。	分かち合い・支えあいの会 (自死遺族の会)

(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援

自殺対策に関する活動を行う民間団体に対して、組織運営や人材育成、資金確保等の面で必要な支援を行います。公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するように優良事例に関する情報提供等の支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
NPOの理解促進 ・人材育成関連事務	自殺対策事業に取り組むNPOへの支援を行うことにより、団体及び住民相互の連携強化に努めます。	市民活動支援課
しらこぼと基金関連事務	自殺対策事業に取り組むNPOや市民活動団体が利用しやすい助成金制度の整備に努めます。	市民活動支援課
民間団体との連携	自殺対策に関する活動を行う民間団体が、支援を行う際に必要となる情報や技術提供をし、連携して自殺対策に取り組めるよう努めます。	精神保健支援室

(10) その他自殺対策に必要な施策の推進

災害対策や駅ホームにおける安全性向上など、自殺対策に必要なかつ効果的な施策を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
火災等見舞金及び住宅家賃の支給	市民の福祉の向上を図るため、火災等の被害を受けた方を対象に、見舞金を支給します。また、火災により被害を受け、住宅の取り壊し又は再建のために仮住まいを必要とする方が民間の借家等を借り受ける場合に、その家賃の一部を給付する等の生きる支援を行います。	福祉推進課
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金等を支給します。また、災害救助法の適用を受けるような大規模災害により、被害を受けた方の生活再建に資するため、被災者に対し、災害援護資金の貸付けを行う等の生きる支援を行います。	福祉推進課
被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方の生活再建を支援するとともに、生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者に対し、支援金を支給する等の生きる支援を行います。	福祉推進課
災害時医療救護活動	災害後の精神的不安に対するメンタルケアを行うために、専門職員による避難所等への巡回を行い、必要に応じて医師の診療につなげます。	地域医療課
災害時健康危機管理体制の整備	災害時における被災者の心のケアを含めた支援活動についてマニュアル化し、取り組んでいきます。	保健総務課
健康危機管理体制の整備	健康危機発生時における心のケアを含めた支援活動についてマニュアル化し、取り組んでいきます。	保健総務課
駅ホームにおける安全性向上	駅ホームにおける安全性向上のため、ホームドアを整備する鉄道事業者に対し、越谷市鉄道駅バリアフリー化施設整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することで、ホームドアの整備による転落事故防止対策の促進を支援します。	都市計画課

2 重点施策

(A) 子ども・若者の自殺対策の推進

◆現状と課題 ～ 20歳未満の自殺死亡率が全国で上位に・若年者では自殺念慮のある割合が高い

全国的に見ると、全体の自殺死亡率が低下する中で、子ども・若者の自殺死亡率は横ばいとなっており、国は子ども・若者の自殺対策に重点的に取り組むべきこととしています。

本市の20歳未満や20歳代の若年者の自殺者数は、実数としては中高年より少なくなっていますが、自殺死亡率を全国の市町村と比較した指標では、20歳未満が上位20～40%に入るなどやや高くなっています。また、市政世論調査では、死にたいと思ったことがあるという回答が男女とも18～29歳、30～39歳で高くなっています。青年期（15～24歳）では死亡原因の半数近くを自殺が占めていることもあり、子ども・若者の自殺対策の推進が必要とされています。

A-1 居場所づくり

居場所づくりを通じて子どもや子育て中の保護者の孤立化を防ぐとともに、悩みを抱えているときには相談を通じて適切な支援につながるよう配慮し自殺予防を図ります。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 【再掲4-2、4-4】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（子どもの学習支援等）を行います。	生活福祉課
おもちゃ図書室	通所児相互や地域の子どもたち等と交流する場を設けることにより、自殺リスクの軽減を図るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期に関係機関へつなぎます。	児童発達支援センター
子育て支援センター 【再掲4-3】	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ居場所づくりを図ります。	子ども育成課
親子の交流の場の提供	児童館において子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの軽減に努めます。	児童館コスモス 児童館ヒマワリ
体験学習	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心してすごせる場所」となるよう、受け入れ態勢を整えていくことに努めます。	科学技術体験センター
適応指導教室	不登校状態にある児童生徒の学校復帰等をめざし、学校と連携を図りながら個別の適応指導を行います。	教育センター

事業名	事業内容	関係団体
ふれあいサロン	地域の身近な場所で、住民の方が自主的・主体的に行う活動で、高齢者や子育て中の親子などを対象に参加者同士の交流の場、気軽に立ち寄れる居場所を提供しています。	越谷市社会福祉協議会
ふれあいひろば （「ふらっと」おおぶくろ） 【再掲4-3】	1歳未満の赤ちゃんを育てている方を対象に、子育ての悩みや楽しさを共有できる友だちを作りたいという親子同士をサポートし、交流の輪を広げます。	越谷市社会福祉協議会

A-2 自殺の予防を考える教育の実施

子ども・若者が命の大切さを学び、生きる力を身につけられるように、学習や指導の機会を活用し生きる支援を促進します。

事業名	事業内容	担当課
人権の花運動	児童が互いに協力し合って草花等を栽培することで、生命の大切さを学びながら、相手の立場を考え思いやりの心を伸ばすことを目的に越谷人権擁護委員協議会越谷部会と連携し、人権の花運動を実施します。	人権・男女共同参画推進課
教育行政施策の企画・調整	より実効性を高めることができるよう、いじめ・不登校対策など、子ども・若者の自殺対策に関する取組内容について、「越谷市教育振興基本計画（教育大綱）」及び各年度の「教育行政重点施策」に重点事項として位置付けます。	教育総務課
「教育だよりこしがや」の編集	「SOSの出し方教育」について、掲載を検討します。	教育総務課
道徳教育振興事業	学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の豊かな心と道徳性を育むため、道徳教育振興会議による道徳教育実践発表会等の実施を支援します。	指導課
情報教育	情報モラルやセキュリティに対する意識を高めることにより、ネットいじめの解消につながり、児童生徒の安心感が生まれる教育に努めます。	教育センター

A-3 教職員に対する研修等の実施

教職員が児童生徒の生きる力を適切に育むことができるように、人権教育や指導力向上のための研修等を実施し、子ども・若者の生きる支援を促進します。

事業名	事業内容	担当課
生徒指導に係る 学校訪問指導	市内小・中学校において、児童生徒の自己肯定感の高揚を目指した積極的な生徒指導を推進するため、各小中学校を訪問する研修会を実施します。	指導課
人権教育推進事業	教職員自身が人権に関する正しい知識・理解と豊かな人権感覚を身に付けるため、人権教育に関する各種研修会を実施します。	指導課
教職員の スキルアップ研修	児童生徒の道徳的実践力を高めるために、各研修を通して、教員の指導力を向上させ、授業内容を充実します。	教育センター
教職員研修	児童生徒の自己肯定感を高める指導ができるよう、特別支援教育の理解を深める内容や教育相談の知識を高める内容の研修を実施し、教員の指導力の向上に取り組みます。	教育センター
生徒指導、教育相談研修	教員のカウンセリングスキルを高め、児童生徒の悩みを軽減する指導の充実を図る研修を実施します。	教育センター
特別支援学級等 担当者研修	研修を通して、教員の指導技術を高め、児童生徒の問題解決能力を高める支援の充実に取り組みます。	教育センター

A-4 いじめや不登校等への相談支援の充実

いじめや不登校等の児童生徒が抱える問題に適切に対応できるように、さまざまないじめ対策を講じるとともに、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した相談支援等を実施し、自殺リスクの軽減を図ります。

事業名	事業内容	担当課
青少年相談室	青少年の非行、問題行動等で悩んでいる保護者や青少年の相談を実施します。	青少年課
わくわく体験 プロジェクト	青少年の自立・支援に関する体験事業や、不登校等で悩みを抱える当事者や保護者に対し交流の機会を提供します。	青少年課
ひきこもり相談	不登校等からひきこもり状態になっている当事者の集いの場をつくり、一緒の時間を過ごしながら今後の生活や人との関わり方についての相談支援を行います。	精神保健支援室
いじめ防止リーフレットの 配付	いじめを絶対に許さない心を育て、いじめに悩む児童生徒の相談先の情報等を周知するため、いじめ防止リーフレットを児童生徒に配付します。	指導課

ネットパトロールの実施	児童生徒によるSNS等への、自殺をほのめかすような危険な書き込みや心配なコメントを見つけ、未然防止に向けた対応を図れるよう、専門業者によるネットパトロールを実施します。	指導課
いじめ問題対策連絡協議会運営	いじめ防止等に関係する関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有する「越谷市いじめ問題対策連絡協議会」を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に努めます。	指導課
いじめ防止対策委員会運営	法律、医学などの専門家が、それぞれの立場から、いじめ防止のための実効的な対策の実施について協議する「越谷市いじめ防止対策委員会」を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に努めます。	指導課
スクールソーシャルワーカー 【再掲4-4】	スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携した支援を続けることにより、児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減するよう取り組みます。	教育センター
学び総合指導員	適応指導教室における児童生徒を支援する他、直接学校を訪問して児童生徒に個別指導を行います。	教育センター
学校相談員 【再掲4-4】	学校で教育相談を行い、児童生徒が抱える悩みの早期解決に取り組みます。	教育センター
教育相談事業 【再掲4-4】	児童生徒・保護者が抱えている悩み等を解決するため、相談機能の充実に取り組みます。	教育センター

A-5 障がい児・保護者に対するサポート体制の整備

障がい児やその保護者に対して適切な支援を提供できるように、児童発達支援や特別支援教育などのサポート体制を整備していきます。

事業名	事業内容	担当課
通所支援給付費の支給	障がい福祉サービス等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、自殺リスクがある場合等必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	子育て支援課
児童発達支援事業 (ぐんぐん)	発達に支援が必要な児童に対して日常生活の基本的動作や集団生活の適応訓練などの療育を行い、また摂食指導、健康管理等を行うことにより保護者への過度な負担を防ぎ自殺リスクの軽減に努めます。	児童発達支援センター
児童発達支援事業 (のびのび)	集団適応に課題のある児童に対して、専門の療育を行い社会性や適応力を養うことにより、保護者への過度の負担を防ぐことで自殺リスクの軽減に努めます。	児童発達支援センター
外来（発達）相談 【再掲4-4】	児童の発達に応じ、専門職が相談に応じて訓練等を行うことにより、保護者の不安を軽減するとともに、相談を機会に自殺リスクに早期に気づき、適切な関係機関へつなぎます。	児童発達支援センター
早期療育発達支援事業 (早期療育教室)	発達に遅れのみられる児童に集団の場における保育・療育が可能となるよう、保護者への指導を含め訓練を実施することにより、子育てに関する不安の軽減、過度の負担を防ぎ自殺リスクの軽減に努めます。	児童発達支援センター
継続相談・特別発達相談	発育や発達に問題のある子どもを対象に小児科医師等による相談を行い、育児支援を図ります。また、療育の相談も行います。	市民健康課
特別支援学級、 通級指導教室	特別な支援が必要な児童生徒に対して、適切な支援を行うことで、自己肯定感の向上を図ります。	教育センター
発達支援訪問	通常学級で学ぶ発達に課題のある児童生徒が適切な支援を受けることができるよう、専門家の学校訪問を通して、特別支援教育に対する教員の意識を高めます。	教育センター
院内学級	市立病院との連携により、特別な支援が必要な児童生徒に対して、生きる支援を含めた適切な指導を行うよう取り組みます。	教育センター

(B) 高齢者の自殺対策の推進

◆現状と課題 ～ 男女とも「60歳以上無職同居」の自殺者数が多い

高齢者は心身の健康問題や老老介護などさまざまな生活課題を抱えていることが多く、それらの課題の中には自殺の原因となるものが少なくありません。

本市の自殺者数を属性別に見ると、第1位が「男性60歳以上無職同居」、第2位が「女性60歳以上無職同居」となっており、高齢者が自殺者数の上位を占める結果となっています。全国の市町村と比較した指標では70歳代が上位20～40%に入っており、高齢者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

B-1 高齢期の自殺リスクのある方への支援の充実

高齢者の生活不安や健康不安に関する相談支援や知識の普及啓発、地域のつながりの充実を目指し、自殺リスクのある人が適切な生きる支援に結びつくようサポートを行います。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 【再掲4-2、4-4、 A-1】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
認知症サポーター 養成講座 【再掲3-1】	認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを養成することは生きることの支援であり、それを通じて認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。	地域包括 ケア推進課
介護保険料減額制度	介護保険料の減額申請受付を行う際に、対象者の状況を把握し、自殺リスクがある場合は必要に応じて相談窓口につなぎます。	介護保険課
健康教室の開催 (成人保健) 【再掲2-3】	疾病予防に関するセミナー、料理教室や運動教室を実施し、生きる支援や健康に関する知識の普及啓発を図ります。	市民健康課
難病患者支援事業 【再掲2-3】	難病患者及び家族に対する講演会や交流会を開催することで、疾患に対する理解を深めたり、地域でのつながりを構築していき、生きることへの支援を行います。	保健総務課
精神保健福祉相談 【再掲4-1】	高齢者および家族の精神疾患や健康問題等に関する相談に応じ、医療機関や介護関係機関とも連携した援助を行います。	精神保健支援室

事業名	事業内容	関係団体
司法書士による高齢者・障がい者のための成年後見相談会 【再掲4-2】	成年後見制度について、高齢者・障がい者本人はもちろん、本人の介護にあたっている方等の親族からの相談に無料で応じ、生きる支援のサポートを行います。	埼玉司法書士会
総合福祉相談 【再掲4-1】	福祉に関することや日常生活での困りごとの相談を受けるなかで、自殺に関する相談があった際には、自殺防止対策の相談窓口につながります。	越谷市社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業 福祉資金貸付事業 【再掲4-2】	資金の貸付（一時的な生活費など）に関する相談を受けるなかで、生活の安定を図るとともに、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	越谷市社会福祉協議会
みまもり・あんしん事業	親族を頼れない等で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯に対して、見守りや生活支援、医療・福祉制度等の利用に関する相談及び援助を行うことにより、対象者の孤立を予防し、安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	越谷市社会福祉協議会

B-2 居場所（住まい）の確保

高齢者が適切な住まいや居場所を確保できるようにすることを通じて、安定した生活が営めるよう生きる支援を促進します。

事業名	事業内容	担当課
高齢者の居場所づくり	高齢者が気軽に訪れ、生きがいをもって交流することができる場所を提供します。	地域包括ケア推進課
シルバーハウジング事業	市営住宅の居室の一部を高齢者専用とし、緊急通報システム設置や生活援助員派遣などによる見守り体制を築き、安心して暮らせる居住空間を確保します。	地域包括ケア推進課
生活支援短期宿泊事業	見守りや部分的介助が必要な在宅高齢者について、一時的に介護者が介護困難になったとき、市内の特別養護老人ホーム等であずかることで、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。	地域包括ケア推進課
老人ホーム等との連絡調整	65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方の施設入所と生活を支援します。また、やむを得ない事由のある高齢者を特別養護老人ホーム等で保護し、安心・安全な生活の場を確保します。	地域包括ケア推進課

精神保健福祉相談 【再掲4-1、B-1】	高齢者が居場所を失うことは生きるための阻害要因であるため、相談の中でそのことについて把握した際は、関係機関との連携や家族親族との連絡調整、関係修復についてサポートし、居場所の確保に努めます。	精神保健支援室
-------------------------	---	---------

事業名	事業内容	関係団体
ふれあいサロン 【再掲A-1】	地域の身近な場所で、住民の方が自主的・主体的に行う活動で、高齢者や子育て中の親子などを対象に参加者同士の交流の場、気軽に立ち寄れる居場所を提供しています。	越谷市社会福祉協議会
一人暮らし高齢者会食サービス	市内地区センターなどを会場に、毎月1回一人暮らし高齢者を対象に、ボランティアによる会食会を実施し、高齢者の孤立化を防ぎ居場所づくりを図ります。	越谷市社会福祉協議会

B-3 社会参加の促進と孤立予防

高齢者が地域で生きがいを持って生活できるように、さまざまな社会参加の機会を提供し、自殺リスクの軽減を図り生きる支援を促進します。

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員への活動支援 【再掲6-1】	地域における身近な相談役である民生委員・児童委員による相談・支援等が円滑に行えるよう、活動の支援を行います。	福祉推進課
いきいき農園	高齢者の生きがいと健康増進を図るため、市内9か所のいきいき農園の貸出しを行います。	福祉推進課
シルバーカレッジ	高齢者の社会参加を促進し生きがいを高めるため、埼玉県立大学や文教大学等を会場として、一般教養講座を開催します。	福祉推進課
老人クラブ補助金	老人クラブが行う社会奉仕やボランティア活動などの生きがいを高める諸活動を促進するため、老人クラブ連合会に対し、補助金を交付します。	福祉推進課
老人福祉センター管理運営	高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に供与するため、市内4か所の老人福祉センターの適切な管理運営に努めます。	福祉推進課
介護支援ボランティア制度	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動を通して、社会参加を促進し、生きがいや健康保持、介護予防を推進します。	地域包括ケア推進課

ふれあい収集	自ら集積所へごみを持ち出すことが困難な高齢者のみの世帯および障がい者のみの世帯に対し、週に一度職員が戸別に訪問して、ごみの収集と併せて声かけによる安否確認を行います。	リサイクルプラザ
公民館事業 【再掲2-3】	公民館における人権教育推進事業を開催し、人権啓発の一環として自殺対策の啓発を推進します。	生涯学習課
高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加支援	高齢者が無理なく参加できるスポーツ教室や各種大会への参加支援を通じて、高齢者の健康・体力づくりを図るとともに、社会的孤立を未然に防ぐ取組に努めます。	スポーツ振興課
図書館ボランティアの活動	図書館ボランティアの活動をすることで、地域において社会貢献という生きがいを見出し、希望を持って暮らすことを支援する取組に努めます。	図書館

事業名	事業内容	関係団体
ボランティア相談	ボランティア入門講座などを実施することで、ボランティア活動への理解と関心を高め、活動に結びつけることで、社会参加を促進し、生きがいを見出すきっかけづくりとなるよう支援します。	越谷市社会福祉協議会
在宅支援家事サービス 「ほほえみサービス」	住民相互の助け合いを基本に、日常生活に支障のある世帯等に、在宅支援を目的とした家事支援サービスを有料で行います。高齢者がスタッフとして地域福祉の担い手となることにより、生活上の不安解消と孤立化防止を図り、社会参加や生きがいづくりのきっかけになります。	越谷市社会福祉協議会

B-4 要介護者・家族への相談支援の充実

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、相談支援等を通じて介護する家族にも適切なサポートを行います。

事業名	事業内容	担当課
介護予防・日常生活支援総合事業	地域住民等をはじめとした多様な主体によるサービスを充実させ、要支援認定者等が安心して地域で暮らせる支援を行います。	地域包括ケア推進課
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援を行います。	地域包括ケア推進課

地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、介護や健康、生活等に関する相談に応じます。また、権利擁護業務として、成年後見制度の案内等を実施します。さらに、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるように、地域における連携・協働の体制作りを推進します。	地域包括ケア推進課
介護保険制度の周知	介護は本人や家族にとって負担が大きく、時に自殺リスクにつながる場合もあります。介護保険制度についての情報を提供し、相談援助を行います。	介護保険課
介護相談員派遣事業	相談員が施設等を訪問し、利用者の気軽な相談相手となることによって安心して生活が継続できるよう、利用者と施設の橋渡しを行います。	介護保険課

事業名	事業内容	関係団体
司法書士による高齢者・障がい者のための成年後見相談会 【再掲4-2、B-1】	成年後見制度について、高齢者・障がい者本人はもちろん、本人の介護にあたっている方等の親族からの相談に無料で応じ、介護者等にも必要なサポートを行います。	埼玉司法書士会

B-5 地域における社会資源の活用

高齢者の地域生活を支えるために、さまざまな社会資源を活用していきます。

事業名	事業内容	担当課
緊急通報システム事業	発作を伴う疾患がある一人暮らし高齢者等に、民間の緊急通報センターにつながる専用の緊急通報装置を貸与することで、日常生活における緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。	地域包括ケア推進課
訪問理美容サービス事業	理容所や美容所へ出向くことが困難な高齢者等に対して、居宅で理美容サービスを実施することにより、高齢者等の生きがいがづくりや福祉の増進を図ります。	地域包括ケア推進課

(C) 労働問題による自殺対策の推進

◆現状と課題 ～ 被雇用・勤め人の自殺者数が多い

国では過労死・過労自殺を防止し、仕事と生活が調和した健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のために、長時間労働の是正などの対策を進めています。

本市の自殺者数を属性別に見ると、第3位が「男性40～59歳有職同居」、第4位が「男性20～39歳有職同居」となっており、働き盛りの自殺がなお多くなっています。職業別の自殺者数を見ても、第1位は「被雇用者・勤め人」となっており、中高年の有職者の自殺についても対策を講じる必要があります。また、自殺死亡率では「男性40～59歳無職同居」が突出して高くなっており、失業や経済・生活問題などさまざまな問題を抱える無職者への配慮も必要です。

C-1 労働問題に関する支援の充実

労働問題に関する適切な相談支援等を提供することで、自殺リスクの回避を図るとともに、関係機関との連携を含めた包括的な支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
精神保健福祉相談 【再掲4-1、B-1、 B-2】	職場におけるハラスメントや労働ストレスに関する相談を受けた場合、適切な関係機関を紹介し、必要に応じて精神科医療へつなぐ支援を行います。	精神保健支援室
労働問題に関する相談	労働問題を抱えている人の課題解決を支援することで、生きることの包括的な支援を行います。また、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	産業支援課

事業名	事業内容	関係団体
労働問題等に対する相談	被雇用者及び勤め人の自殺リスクが高い現状から、過重労働・パワハラ・セクハラ等の労働問題を抱えた方に対し、弁護士会における法律相談等において、当該労働者の自殺リスクに配慮した相談援助を行います。	埼玉弁護士会 越谷支部
専門家派遣事業	企業に対し、中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家が、経営課題や労働問題等について、直接具体的・実践的なアドバイスや支援を行います。	越谷商工会議所

C-2 就労支援に関する支援の充実

生活困窮者や障がい者、若者などを中心に就労支援を実施し、自殺リスクの回避を図るとともに、自分らしくより良い暮らしができるようサポートを行います。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 【再掲4-2、4-4、 A-1、B-1】	経済的な問題を抱え、生活に困っている方の相談に応じ、問題の解決や生活の安定に向けて、継続的な支援（自立相談支援、家計相談支援等）を行います。	生活福祉課
被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労を支援することで、本人の生きがいづくりや自立更生の支援を行います。	生活福祉課
障がい者就労支援	就労訓練事業の実施、障がい者就労支援センターにおける就労支援および就労系の障がい福祉サービスを提供することにより、就労支援をします。	障害福祉課
精神保健福祉相談 【再掲4-1、B-1、 B-2、C-1】	精神疾患等を抱えた就労困難な方に対して、生活困窮者自立相談支援事業や関係機関と連携し、自分らしくより良い暮らしができるようサポートに努めます。	精神保健支援室
若年者等の就職支援に関する相談	若者、女性、高齢者の就職を支援することで、生きることの包括的な支援を行います。また、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につながります。	産業支援課
内職に関する相談	家庭外で働くことが困難な人に内職の仕事をあつせんすることで、生きることの包括的な支援を行います。また、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につながります。	産業支援課

事業名	事業内容	関係団体
生活困窮者自立支援事業との連携 【再掲4-2】	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対する就労支援について、ハローワーク就労支援ナビゲーターと関係機関が連携し、就労支援を行います。	ハローワーク越谷
ハローワークにおける障がい者就労支援	関係機関と連携し、障がい者の就労支援に取り組みます。	ハローワーク越谷
経営支援事業	独立して創業・起業を志す方に対し、様々な課題の相談を受けることで、就労のサポートを行います。	越谷商工会議所

C-3 労働環境の改善とメンタルヘルス対策の推進

労働環境の改善や心身の健康を保つための普及啓発に努め、仕事と生活が調和し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けた取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	市内事業者に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関するリーフレット等を配付し、職場環境の改善や両立支援等に関する普及・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課
こころの体温計 【再掲2-2、8】	メンタルチェックシステム「こころの体温計」の活用を広くすすめ、労働者の自己管理能力を高めていく契機となる支援を行います。	精神保健支援室

事業名	事業内容	関係団体
専門家による心の健康相談	臨床心理士による就職に対するさまざまな心理的不安や悩みを抱える方を対象に、専門的なアドバイスを実施します。	ハローワーク越谷
経営改善普及事業	小規模事業者に対し、経営指導員等が金融、税務、経理、労務、経営等の相談を行い、適切な助言・指導を行うことにより、労働環境の改善をサポートします。	越谷商工会議所

第5章 計画の推進

1 官民協働による関係機関の連携推進

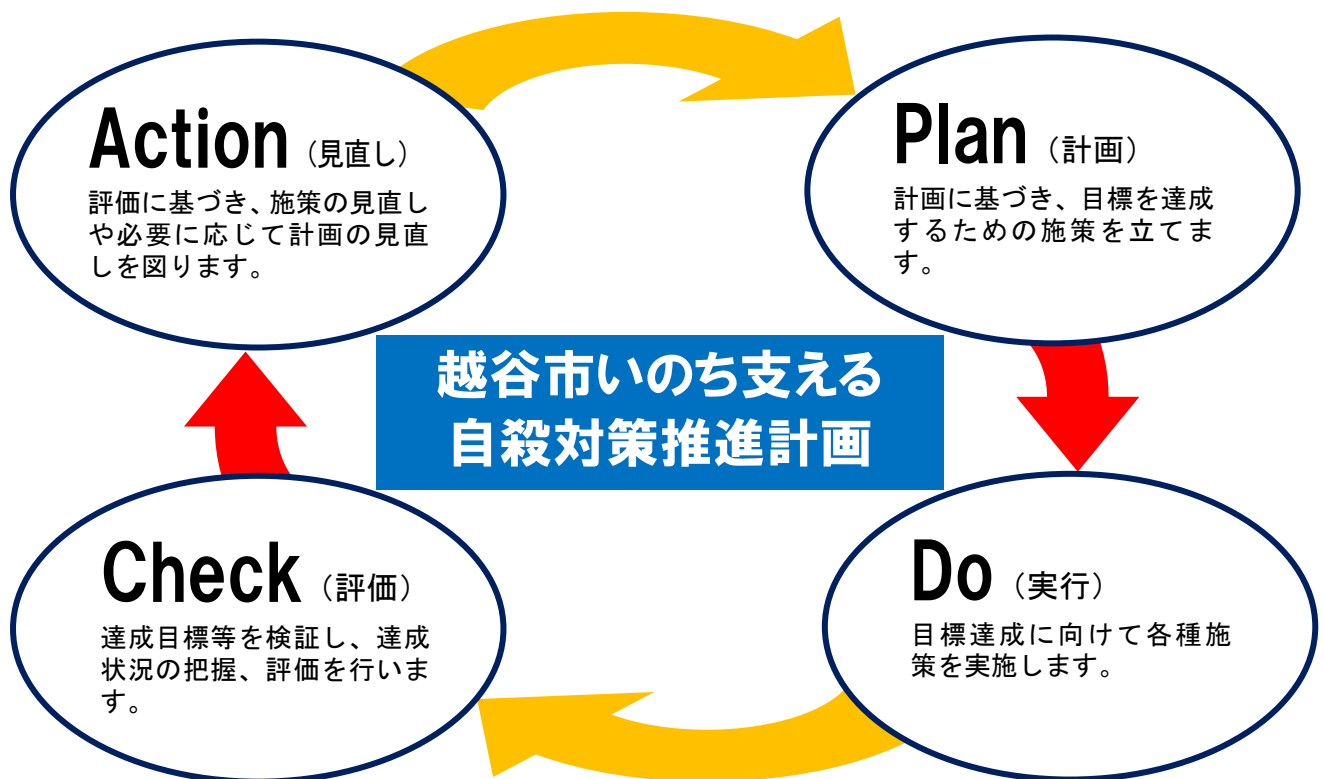
自殺対策は、医療、保健、福祉、生活、教育、労働等に関する様々な機関や団体、関係者の参加のもと、官民協働による連携を通じて総合的に推進していくことが必要です。自殺対策に係るネットワークへの幅広い参画を促し、地域の関係者間で自殺対策の重要性に関する認識や自殺対策の理念、目的等を共有するとともに、それぞれの主体が果たすべき役割の明確化、共有化を図ることで、地域ぐるみで自殺対策の取組を推進していきます。

2 市役所内の理解促進と推進体制の充実

自殺対策の推進にあたっては、市役所内の幅広い分野の関係課所が参画し、庁内横断的な体制を整えることが必要です。市役所内において自殺対策の重要性についての理解促進を図りながら、庁内推進体制を充実させていきます。

3 計画の評価

本計画で掲げた自殺対策に関する事業については、年度ごとに越谷市自殺対策連絡協議会に諮り、評価を行います。P D C A（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：見直し）サイクルに基づき、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、自殺対策を推進していきます。また計画の最終年度にあたる2023年度には計画期間中の総括を行い、計画全体の評価を行うとともに、次期計画の策定に向けた資料とします。



資料編

1 策定経過

日 程	会議名等	内 容
2018年 2月7日	第1回越谷市自殺対策 庁内推進会議	①越谷市の自殺の現状及び自殺対策の概要 ②自殺対策計画策定の趣旨・策定体制等について
5月21日	第1回越谷市自殺対策 庁内推進会議作業部会	①本市の自殺の現状及び自殺対策推進計画の策定体制について ②各課所の事業内容照会について ③各部会における役員選出等
7月24日	第2回越谷市自殺対策 庁内推進会議作業部会	①他市等の自殺対策計画の概要説明 ②「越谷市自殺対策推進条例」の概要説明 ③本市計画における基本施策及び重点施策について ④基本施策の事業項目ごとの内容確認及び新規事業項目の提案 ⑤重点施策の事業項目ごとの内容確認 ⑥重点施策の新規事業項目の提案
8月28日	第2回越谷市自殺対策 庁内推進会議	①越谷市自殺対策推進条例について ②各課所における事業内容（棚卸し事業）回答結果について ③越谷市自殺対策推進計画（素案）について
9月25日	第3回越谷市自殺対策 庁内推進会議作業部会	①第2回推進会議における懸案事項について ②越谷市自殺対策推進計画（素案）について
10月1日	第3回越谷市自殺対策 庁内推進会議	①第2回推進会議における懸案事項について ②越谷市自殺対策推進計画（素案）について
10月12日	第1回越谷市自殺対策 連絡協議会	①委嘱状交付式 ②越谷市の自殺の現状について ③越谷市自殺対策推進計画策定について
10月31日	第4回越谷市自殺対策 庁内推進会議作業部会	①計画素案の変更点等について ②越谷市いのち支える自殺対策推進計画（案）について

日 程	会議名等	内 容
11月8日	第4回越谷市自殺対策 庁内推進会議	越谷市いのち支える自殺対策推進計画（案）について
11月30日	第2回越谷市自殺対策 連絡協議会	越谷市いのち支える自殺対策推進計画（案）について
12月21日	第4回政策会議	越谷市いのち支える自殺対策推進計画（案）に係る協議
12月26日～ 2019年1月 25日	—	パブリックコメントの実施 （情報公開センター、各地区センター、保健所、 保健センター、精神保健支援室窓口に計画案 及び意見箱設置）
3月18日	第3回越谷市自殺対策 連絡協議会	越谷市いのち支える自殺対策推進計画（案）について
3月25日	第8回政策会議	パブリックコメント実施結果等について
3月末	市長決裁	越谷市いのち支える自殺対策推進計画策定

2 越谷市自殺対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、自殺が重大な社会問題となっている現状に鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、市、学校、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自殺対策を総合的かつ計画的に推進し、市民一人一人が自他のかけがえのない命を守り、大切にし、誰もが自殺に追い込まれることのない、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての市民がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援及びそれを支えるための環境の整備充実が適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、包括的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、自殺の実態又は地域の実情に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の予防又は自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、国及び埼玉県と連携を図りつつ、市、学校（学校に類する教育機関を含む。以下同じ。）、事業者（市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。）、市民、医療機関、福祉関係機関等の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市の実情に応じた自殺対策を実施するものとする。

2 市は、前項の規定による自殺対策の実施に当たっては、市内の自殺問題に関する状況及び情報について組織横断的に分析し、効果的なものとなるよう努めるものとする。

3 市は、事業者及び市民の自殺対策に関する取組みを支援しなければならない。

4 市は、自殺対策の担い手でもある職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校の責務)

第4条 学校は、市、保護者及び関係機関と連携しながら、児童、生徒又は学生が命の尊さに対する理解を深め、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 学校は、命の尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

3 学校は、児童、生徒又は学生の心の迷いのサイン等を見逃すことなく、適切に対処するものとする。

4 学校は、児童、生徒又は学生と接する教職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市又は関係機関と連携しながら、その職場で働く全ての者が、心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう、その職場環境の形成に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺に対する正しい知識を習得し、理解を深め、一人一人が自殺対策の担い手になれるよう努めるものとする。

(名誉、心情及び生活の平穏への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの者の親族等の名誉、心情及び生活の平穏に十分配慮しなければならない。

(計画の策定等)

第8条 市長は、次に掲げる施策を推進するため、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる環境の整備
- (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
- (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
- (10) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (11) 高齢者の自殺対策の推進
- (12) 労働問題による自殺対策の推進
- (13) その他自殺対策に必要な施策の推進

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び保健医療関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(越谷市自殺対策連絡協議会の設置)

第9条 自殺対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として越谷市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の協議に関すること。
- (2) 推進計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 自殺対策の連絡調整に関すること。
- (4) その他自殺対策に関し必要な事項に関すること。

3 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第10条 市は、自殺対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市議会への報告)

第11条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

3 越谷市自殺対策連絡協議会

①越谷市自殺対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市自殺対策推進条例（平成30年条例第53号）第9条第3項の規定に基づき、越谷市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 法務関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 産業労働関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 自殺対策に関する活動を行っている民間団体の代表者
- (8) 公募による市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他自殺対策に関し市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部保健所保健総務課精神保健支援室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

②越谷市自殺対策連絡協議会委員名簿

No	選出区分	氏名	所属
1	1号委員	◎東 宏行	埼玉県立大学
2		宮下 毅	文教大学
3	2号委員	稲見 理絵	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院
4		五明 佐也香	獨協医科大学埼玉医療センター
5		○中村 吉伸	北辰病院
6	3号委員	麻王 秀一郎	埼玉弁護士会越谷支部
7		高橋 護	埼玉司法書士会越谷支部
8	4号委員	大政 正一	埼玉県高等学校長協会越谷ブロック校長会
9		松村 哲延	越谷市中学校長会
10		島田 奈津美	越谷市内中学校養護教諭
11		大内 一幸	越谷市PTA連合会
12	5号委員	佐藤 浩二	越谷公共職業安定所
13		大熊 定男	越谷商工会議所
14	6号委員	竹村 康子	越谷市社会福祉協議会
15		黒田 幸英	越谷市民生委員・児童委員協議会
16		浅見 大輔	越谷市青少年相談員協議会
17	7号委員	松本 和頼	越谷断酒会
18		松井 晴美	埼玉いのちの電話
19		林 道代	自死遺族 分かち合い・支えあいの会 おおきな木
20	8号委員	林 幸一	公募による市民
21		加納 想子	公募による市民
22		黒田 信子	公募による市民
23		伊藤 信子	公募による市民
24	9号委員	長坂 宗治	越谷警察署生活安全課

◎委員長 ○副委員長

4 越谷市自殺対策庁内推進会議

①越谷市自殺対策庁内推進会議設置要領

(設置)

第1条 本市における自殺対策に係る計画の策定及び変更その他自殺対策の推進に資するため、越谷市自殺対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第4条 自殺対策に係る専門事項の検討及び調査研究を行うため、推進会議に作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、別表に掲げる副委員長及び委員の課所の調整幹、副課長又は主幹の職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダー及びサブリーダーは、作業部会員のうちから互選により定める。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、保健総務課精神保健支援室において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月19日から施行する。

②越谷市自殺対策庁内推進会議委員名簿

No	職名
1	◎ 保健医療部長
2	○ 保健総務課長
3	政策課長
4	人権・男女共同参画推進課長
5	収納課長
6	安全衛生管理課長
7	くらし安心課長
8	福祉推進課長
9	生活福祉課長
10	障害福祉課長
11	地域包括ケア推進課長
12	介護保険課長
13	子育て支援課長
14	青少年課長
15	地域医療課長
16	市民健康課長
17	産業支援課長
18	道路総務課長
19	都市計画課長
20	市立病院庶務課長
21	スポーツ振興課長
22	指導課長

◎委員長 ○副委員長

③越谷市自殺対策庁内推進会議
作業部会員名簿

部会	No	課名
若年者 作業部会	1	◎ 人権・男女共同参画推進課
	2	安全衛生管理課
	3	○ 子育て支援課
	4	青少年課
	5	地域医療課
	6	市民健康課
	7	市立病院庶務課
	8	指導課
	9	教育センター
	10	救急課
高齢者 作業部会	1	政策課
	2	収納課
	3	くらし安心課
	4	福祉推進課
	5	生活福祉課
	6	障害福祉課
	7	地域包括ケア推進課
	8	◎ 介護保険課
	9	産業支援課
	10	道路総務課
	11	○ 都市計画課
	12	スポーツ振興課

◎リーダー ○サブリーダー

5 自殺対策基本法

目次

第一章

総則（第一条—第十一条）

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章

基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章

自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける

等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

6 自殺総合対策大綱（抄）

第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきた。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となった。自殺者数の内訳を見ると、この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、その人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）

は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著である。

しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、施行から10年の節目に当たる平成28年に基本法が改正され、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなった。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。

裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

＜「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携＞

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組む、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

＜精神保健医療福祉施策との連携＞

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、これら各施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めたとした地域に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の三つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る三つのレベルの個別の施策は、

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
- 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
- 3) 事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、

の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

4. 実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

平成28年10月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ20人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

<マスメディアの自主的な取組への期待>

また、マスメディアによる自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性もある。

このため、報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、自殺報道に関するガイドライン等を周知する。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるようマスメディアによる自主的な取組が推進されることを期待する。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

<国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

＜地方公共団体＞

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

＜民間団体＞

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

＜国民＞

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

7 相談先一覧

※相談日が祝日、年末年始にあたる場合はお休みです

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
こころの相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時 15分	越谷市役所 第三庁舎1階		越谷市保健所精神保健支援室 ☎963-9214
	24時間365日			埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343
	毎週月曜～金曜日 9時～17時			電話相談「埼玉県こころの電話」 ☎048-723-1447
	毎週月曜～金曜日 9時～17時	埼玉県立精神 保健福祉センタ ー(北足立郡伊 奈町小室 818-2)	要予約	埼玉県立精神保健福祉センター 「来所相談」 ☎048-723-6811
弁護士による 法律相談	毎週水曜日、毎月 第1～4金曜日 13時20分～16時 20分(第2金曜日 は16時～19時)	中央市民会館4 階第4相談室	要予約。相談 日の前日13 時から電話の みで予約受 付。定員6人	くらし安心課 ☎963-9156
法律相談	毎月第1・3月曜日 10時～12時	中央市民会館 2階福祉相談室	要予約	越谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251
法律相談 (一般)	毎週月曜～金曜日 9時～17時	法テラス埼玉 (さいたま市浦 和区高砂 3-17-15さいた ま商工会議所 会館6階)	要予約	法テラス埼玉 ☎050-3383-5375
司法書士法律相談	毎週火曜・水曜・金 曜日:13時～16時 毎週土曜日:10時 ～13時	埼玉司法書士 会越谷総合相 談センター(越ヶ 谷2-8-24森 田ビル202号)	要予約。予約 は平日10時 ～16時	埼玉司法書士総合相談センター ☎048-838-7472
市民相談 (一般)	毎週月曜～金曜日 9時～16時30分 (12時～13時を除く)	中央市民会館4 階第1相談室		くらし安心課 ☎963-9156

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
市民相談 (交通事故相談)	毎週月曜・木曜日、 毎月第1・3火曜日 9時～16時30分 (12時～13時を除く)	中央市民会館 4階第1相談室	要予約	くらし安心課 ☎963-9156
総合福祉相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時 15分	中央市民会館 2階生活支援課		越谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251
貸付相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時 15分	中央市民会館 2階生活支援課		越谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎966-2251
税務相談 (税理士)	毎月第1月曜日 10時～15時(12時 ～13時を除く)	中央市民会館 4階第2相談室		くらし安心課 ☎963-9156
	毎週月曜・木曜日 13時～16時	税理士会越谷 支部税務相談 所(赤山町3-3 -4草島商店3 階、越谷税務署 前)	要予約	関東信越税理士会越谷支部 ☎962-6131
登記相談 (司法書士・土地家 屋調査士)	毎月第1水曜日、9 時～12時	中央市民会館 4階第2相談室		くらし安心課 ☎963-9156
行政相談	毎月第2金曜日 10時～15時(12時 ～13時を除く)	中央市民会館 4階第2相談室		くらし安心課 ☎963-9156
行政書士相談 (埼玉県行政書士 会越谷支部)	毎月第1金曜日、 10時～15時(12時 ～13時を除く)	中央市民会館 4階第2相談室		くらし安心課 ☎963-9156
消費生活相談	毎週月曜～金曜日 9時30分～15時 30分(12時～13時 を除く)	消費生活センタ ー(中央市民会 館4階)		消費生活センター ☎965-8886
労働相談 (社会保険労務士)	毎週金曜日 13時～16時	産業雇用支援 センター 3階相談室	受付は15時 30分まで	産業支援課 ☎967-4680
内職相談	毎週火曜・木曜日 10時～15時30分 (12時～13時を除く)	産業雇用支援 センター 3階相談室	受付は10時 ～11時30分、 13時～15時	産業支援課 ☎967-4680

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
就職支援相談 (キャリアコンサルタント)	毎週月曜～金曜日 9時～17時(12時～ 13時を除く)	産業雇用支援 センター 3階相談室	月曜～水曜日は要予約、受付は午後4時30分まで	産業支援課 ☎967-4680
経営・創業相談	毎週月曜～水曜・ 金曜日 9時～16時(12時 ～13時を除く)	産業雇用支援 センター二番館	要予約	産業雇用支援センター二番館 ☎967-2424
職業相談	毎週月曜～金曜 日:8時30分～17 時15分(火曜・木曜 日は19時まで) 毎月第1・3土曜 日:10時～17時	ハローワーク越 谷		ハローワーク越谷 ☎969-8609
事務所の求人相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時 15分	ハローワーク越 谷		ハローワーク越谷 ☎969-8609
DV相談	毎週月曜～金曜日 10時～16時(12時 ～13時を除く)	女性・DV相談 支援センター		女性・DV相談支援センター ☎963-9176
	毎週水曜・金曜日、 17時～20時	(電話相談のみ)		女性・DV相談支援センター ☎970-7415
女性相談	毎週月曜～金曜 日、10時～16時 (12時～13時を除く)	女性・DV相談 支援センター		女性・DV相談支援センター ☎963-9176
	毎週水曜・金曜日 17時～20時	(電話相談のみ)		女性・DV相談支援センター ☎970-7415
	毎週土曜日 10時～16時(12時 ～13時を除く)	男女共同参画 支援センター		女性・DV相談支援センター ☎963-9176
人権相談 (人権擁護委員)	毎月第1・3木曜日 13時～16時	中央市民会館 4階第4相談室		人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119
	毎週月曜日 9時～16時	さいたま地方法 務局越谷支局		さいたま地方法務局越谷支局 ☎966-1321
青少年相談	毎週火曜・水曜・金 曜日 9時～16時	青少年相談室 (越谷市教育セ ンター内)		青少年相談室 ☎964-0272

相談内容	日時	場所	備考	問い合わせ
家庭児童相談	毎週月曜～金曜日 9時～16時(12時～ 13時を除く)	中央市民会館 4階第6相談室	来所の場合は 事前に電話で お問い合わせ ください	家庭児童相談室(子育て支援課) ☎963-9172
教育相談	毎週月曜～土曜日 9時30分～16時 45分	教育センター	電話相談の受 付は9時～20 時30分。メー ル相談は市ホ ームページで 「教育相談」を 検索	教育センター ☎962-9300、962-8601 ハートコール(子ども専用電話相 談) ☎962-8500
不動産相談	毎月20日 10時～15時(12時 ～13時を除く)	埼玉県宅建協 会越谷支部(市 役所南側駐車 場向かい)		埼玉県宅建協会越谷支部 ☎964-7611
住宅リフォーム ・耐震相談	毎月第3火曜日 9時30分～11時 30分	中央市民会館 4階第4相談室	第2火曜日ま でに要予約	建築住宅課 ☎963-9205
福祉なんでも相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時 15分	福祉なんでも相 談窓口(市役所 本庁舎1階総合 受付隣)	直接窓口へお 越してください	福祉なんでも相談窓口 ☎963-9150
介護相談	偶数月第2火曜日 19時～21時 奇数月第3水曜日 13時～15時	中央市民会館 4階第2・4相談 室	広報こしが やお知らせ版 に掲載	介護保険課 ☎963-9305
生活自立相談 「よりそい」	毎週月曜～金曜日 9時～17時	市役所第三庁 舎 2階生活福祉課		生活自立相談「よりそい」 ☎963-9212
成年後見相談	毎週月曜～金曜日 8時30分～17時	中央市民会館 1階成年後見セ ンターこしがや		成年後見センターこしがや ☎966-2281

※平成31年2月現在の情報です。詳細は直接ご確認ください。

越谷市いのち支える自殺対策推進計画
～誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して～

発行年月 平成 31 年（2019 年）3 月

発 行 越谷市保健所 保健総務課 精神保健支援室

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

電話 048-963-9214

FAX 048-963-9171